

官報

号外 昭和四十二年三月二十九日

第五十五回 衆議院會議録 第七号(一)

昭和四十二年三月二十九日(水曜日)

議事日程 第七号

昭和四十二年三月二十九日

午後二時開議

第一 永年在職議員の表彰の件

○本日の会議に付した案件

日程第一 永年在職議員の表彰の件

昭和四十二年度一般会計暫定予算

昭和四十二年度特別会計暫定予算

昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案(内閣提出)

午後六時八分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

日程第一 永年在職議員の表彰の件

○議長(石井光次郎君) 日程第一につきおはかりいたします。

本院議員として在職二十五年に達されました三宅正一君に対し、先例によりまして、院議をもってその功勞を表彰いたしたいと存じます。(拍手) 表彰文は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

ここに議長の手元において起草いたしました文案があります。これを朗読いたします。

議員三宅正一君は衆議院議員に当選すること十一回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

この際、三宅正一君から発言を求められております。これを許します。三宅正一君。

〔三宅正一君登壇〕

○三宅正一君 ただいまは、私の本院在職二十五年に及びましたことに對し、御丁寧な表彰の御決議をいただき、まことに感謝にたえません。(拍手) 私が初めて本院に議席を得ましたのは、昭和十一年二月であります。投票日の数日後には、二・二六事件が起り、雪の帝都に戒嚴令がしかれるという陰惨な時期でありました。

自來大東亞戦争敗戦に至るまでの十一年間は、交渉団体にも達せぬ小会派たる社会大衆黨議員の一人として、勤勞階級の立場に立つて、国民健康保險法、育英會法、小作法等社会立法の制定に努力しましたが、戦争そのものを防ぎ得なかつたことには深い責任を感じてゐるものであります。

〔拍手〕

當時すでに何回もの政党内閣を成立させていたわが国の議會や政黨がむさんにも軍部独裁を許し、國會の權威を喪失するに至りました原因の主要なる一つは、深刻な農村の窮乏と国民生活の危機を前にして、當時の議會と政黨が汚職腐敗を続出させ、國民の信頼を失つた点にあったのであります。このことを思いますとき、今日こそあの痛烈な教訓を忘れることなく、相成めて政界を淨化し、選挙を肅正して、國會の威信を保持し、民主主義の前進につとめねばならぬときだと存じます。(拍手)

思えば、私は、第一次世界大戦後のデモクラシーの風潮、ロシア革命、米騒動等に刺激されて、早大在学中より友人浅沼稻次郎君はか多くの同志とともに社会主義運動に身を投じ、卒業後は

雪の越後の農民の中に入つて、その解放のために戦い、普通選挙の実現に伴う無産政黨の創立に参画し、やがて國會に議席を占めるに至りましたが、力の足らざりしことを深く恥じ入る次第であります。

その微力不才の私が、今日の榮譽ある表彰の光榮に浴することを得ましたのは、先輩、同僚各位のあたたかき御指導と國民各位の御支持のたまものであります。全く感激のほかはありません。

〔拍手〕

この感激を忘れることなく、敗戦という大きな犠牲の上に樹立されました民主、平和の新憲法にのっとり、議會制民主主義を育て、国民生活の安定向上につとめ、國際平和の確立のため、國連の強化、世界國家の創建等、前向きな努力をささげたいと存じます。(拍手)

ここに、衷心より感謝の意を表して、ごあいさつといたす次第であります。(拍手)

昭和四十二年度一般会計暫定予算

昭和四十二年度特別会計暫定予算

昭和四十二年度政府関係機関暫定予算

○龜岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、昭和四十二年度一般会計暫定予算、昭和四十二年度特別会計暫定予算、昭和四十二年度政府関係機関暫定予算、右三件を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(石井光次郎君) 龜岡高夫君の動議に御異議ありませんか。

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年一般会計暫定予算外二件

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

昭和四十二年一般会計暫定予算、昭和四十二年特別会計暫定予算、昭和四十二年政府関係機関暫定予算、右三件を一括して議題といたします。

昭和四十二年一般会計暫定予算

昭和四十二年特別会計暫定予算

昭和四十二年政府関係機関暫定予算

〔本号(一)に掲載〕

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。予算委員長植木庚子郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔報告書は本号(一)に掲載〕

〔植木庚子郎君登壇〕

○植木庚子郎君 ただいま議題となりました昭和四十二年一般会計暫定予算外二案につきまして、予算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

この暫定予算三案は、去る三月二十日予算委員会に付託され、同日政府から提案理由の説明があ

り、二十七日から本日まで三日間、さきに予算委員会に付託され現在審議中の昭和四十二年一般会計予算外二案と一括して審議を行ない、本日、討論、採決をいたしましたものであります。

この暫定予算は、昭和四十二年歳入歳出の年度内成立が困難なことを見越して、昭和四十二年四月及び五月の二ヵ月分について作成されたものであります。

一般会計におきましては、生活扶助基準及び失業対策事業における賃金の引き上げ、大学生増募に伴う経費等、教育及び社会政策上放置することができない経費を除きましては、新規施策にかかる経費は、原則としてこれを計上せず、他面、所得税の減税は四月分の源泉徴収から実施することとしたしまして、その歳入を八千三百三十五億円、歳出を九千三百億円とし、財源の不足分は、国庫余裕金の運用、または大蔵省証券の発行によることとしたしております。

また、特別会計及び政府関係機関におきましても、一般会計の例に準じて暫定予算が作成されております。

次に、質疑は、暫定予算に関連して国政各般にわたつて行なわれましたが、その詳細は會議録をごらん願うこととしたしまして、ここでは二、三の点について申し上げます。

第一は、この暫定予算が、その財源の一部として、一千八百八十億円の公債発行を見込んでいます。

質疑の趣旨は、「公債発行の果たす景気刺激的役割りは、すでに四十一年度で終わったのではないのか。景気の過熱化が警戒されている四十二年度において、前年度を上回る巨額の公債発行を見込み、しかもその償還の見通しが、具体的には必ずしもはつきりしていないような財政政策は問題であるが、いずれにしろ公債発行の可否は、あげて本予算の段階に譲るべきであり、この暫定予算で見込むのは妥当ではない。」というのであります。

これに対する政府の答弁は、「四十二年度において経済の落ち込みは回復したが、社会開発その他財政需要は、依然として大きく、また相当程度の減税も要請されておるので、財源の一部を公債にたよることはどうしても必要である。ただし、景気過熱への配慮から、公債依存の程度については、前年度より小さくしており、その発行額については、今後の経済情勢を見て弾力的に対処する。また、公債発行には、市中消化が絶対的な条件であるから、全年度間を通じてその消化を円滑ならしめる必要があるもので、季節的に金融が緩和する四、五月において消化を促進してもらうため、暫定予算とはいえ、公債発行を見込んだ次第である。」という趣旨のものであります。

第二は、この暫定予算が、適用期限の切れる租税特別措置の延長を基礎にしているという点であります。質疑の趣旨は、「利子、配当所得の分離課税は、一部資産家等を不当に優遇するものであり、給与所得、事業所得等に対してきわめて不均衡であるから、そのような特別措置の延長は認めるべきではないのではないか。」というのであります。

これに対する政府の答弁は、「この特別措置は、過去いろいろな過程を経て実施されているものである、税法系全般の是正は、目下税制調査会等において検討中であり、漸進的に解決していきたい。」というのであります。

第三は、所得税の減税規模が小さいという点であります。質疑の趣旨は、「標準世帯七十四万円の課税最低限は低過ぎる、生計費の現状から見ても、これを直ちに百万円とすべきであり、その減税財源は、自然増収や租税特別措置の整理等によれば、十分まかなえるのではないか。」というものであります。

これに対する政府の答弁は、「自然増収をこれ以上期待することは困難である、直ちに課税最低限を百万円とすることは、公債を増発する結果を招くおそれがあるから、今回の減税では七十四万円としたが、昭和四十五年度までには、百万円の線に進めることができると思う。」という趣旨のものであります。

かくて、本日、質疑終了後、討論に入り、日本社会党反対、自由民主党賛成、民主社会党反対、公明党反対、日本共産党反対の討論を行ない、採決の結果、暫定予算三案はいずれも政府原案とおり可決されたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(國田直君) 三件につき討論の通告があります。順次これを許します。角屋堅次郎君。

〔角屋堅次郎君登壇〕

○角屋堅次郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和四十二年度暫定予算三案に対して、反対の態度を表明するものであります。(拍手)

私は、まず、今回の政府の予算編成に対する態度について触れておきたいと存じます。

今回の予算編成における政府の態度は、減税や物価安定を望む庶民大衆の根強い要求と期待には耳を傾けず、財界の要請と一部圧力団体の度を過ぎた激しい予算獲得運動にこたえて、来たるべき統一地方選挙に対する配慮及び過般の総選挙の支援にこたえて、復活折衝を行なったと見られることは、きびしく国民の批判するところであります。(拍手)

予算編成過程において、社会、民社、公明の野党三党が一致して申し入れた一年間公共料金値上げストップによる物価安定、五人家族年収百万円までの減税、七百万戸の住宅建設、及びそのうち六割を公営とする住宅対策、公害、交通対策等、国民が緊急にその実現を要望している諸問題につきましましては、何ら予算編成の上に生かされていないことはきわめて遺憾であります。このよう

な態度は、まさに国民の要求よりは財界や一部圧力団体の要求を重視し、国政の本道を忘れた国民不在の政治といわざるを得ないのであります。(拍手)

さらに、予算編成にあたりまして、わが党は予算審議に十分な説明資料を請求したにもかかわらず、各目明細など予算算定の基礎となつた資料等はほとんど提出されず、審議が進められたのでありますが、これでは良心的な予算審議は期待できないのであります。暫定予算の性格から、短時日に審議を終了しなければならぬという制約もあり、重要な予算審議がこのような状態のもとで進められることは許されません。予算案の内容容そのものについての実質的な審議を粗末にして、ただ多数決で決すればよろしいというような弊風は、すみやかに改められなければならないと信じます。(拍手)わが党の予算委員が、予算制度並びに国会の予算審議の根本的改革を提案しておることを、特に御銘記願いたいと思うのであります。

次に、昭和四十二年度暫定予算につきまして、基本的な考え方及び反対の理由を申し上げます。

暫定予算とは、暫定の文字のとおり、本予算の成立がなければ、予算に空白を生じて国政に支障を来たすのを避けるため、あくまで仮の予算であります。したがって、昭和四十二年度予算の成立とともに、それに吸収されるべきものであります。

す。その内容は、本来国政の推進に必要な最小限の既定経費に限らるべきが原則であります。政府は、この原則を守るのが当然であります。しかし、財政と国民生活がきわめて密接な関係にあります。今日、予算のおくれが、一日たりといえども直ちに死活の問題となる多くの人々のいることを考慮し、また、最近の著しい物価の値上がりが国民各層の生活を圧迫している現状にかんがみて、生活保護基準、失対資金などの基準の引き上げは、緊急に必要な事柄として取り上げられなければならないことは言うまでもありません。したがって、わが党は、これらの予算については、必要な額を暫定予算に計上すべきであるとの態度をとっております。しかし、このことから、与野党の重要な政策争点を暫定予算に便乗して計上することは、絶対に許されないのであります。昭和四十二年度予算は現在審議中であり、重要な争点については、予算委員会でも十分な審議を経なければならぬのであります。この点、短期間の審議によって成立させる必要のある暫定予算は、その編成に先立って国会に相談し、特に野党側と協議が行なわれてしかるべきであつたのであります。したがって、これらの点について慎重な配慮が見られなかったのはまことに遺憾であります。

以下、数点にわたつて具体的に反対の理由を申し上げます。

第一は、国債発行を繰り込んであることであります。

国債発行につきましては、すでに昨年の予算審議において、当時の福田大蔵大臣が、景気調整のための国債であると称し、景気が好転すれば発行を控えるとの約束を行なつておつたのであります。が、昭和四十二年度においては特に景気過熱が懸念され、国庫収支の先行きが心配されております。とくに、政府のとりべき道は、国債の発行を取りやめるか、大幅に減額を行ない、景気刺激策を変更すべきであることは各方面から指摘されておるところであり、物価問題懇談会、財政制度調査会等の勧告もこのことを強調しているのであります。しかるに、政府は、これらに逆行し、本年も公債による景気刺激策を取り続け、財政インフレ政策を強行しようとしていることは、断じて承服できないところであります。(拍手)本年の国債は、昨年より七百億円多い八千億円、政府保証債は一千一百億円多い五千五百億円に増額いたしておるのであります。このようにして、一昨年来国債の残高は急増し、その償還計画については、われわれの要求にもかかわらず、何ら国民の納得し得る説明も資料も提出されていないのであります。しかも、発行後一年を経れば、日本銀行の買いオペや担保として事実上の日銀引き受けの結果、通貨の増発とインフレを刺激することは、火を見るよりも明らかであります。国債発行問題は、当然、現在なお予算委員会において重大な争点になつておる問題であり、暫定予算への計上はむしろ進んでこれを回避するのが正しいルールだと考

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年一般会計暫定予算外二件

えております。(拍手)

第二の問題は、減税問題であります。

今回の暫定予算においては、国民大衆からきびしく批判を受けております租税特別措置、とりわけ利子、配当所得の優遇措置をそのまま織り込んでおる点は、断じて容認できないのであります。

(拍手)しかも、その反面、国民の熱烈な要望である五人家族年収百万円までの免税に対して、政府は冷たい態度をとったばかりか、額に汗して得られた勤労所得に対する減税はその名に値せず、物価の調整さえほとんど顧慮されないうまま、実質増税になっております。

今日国民生活にとって最も深刻な問題は、経済は成長したけれども国民生活の向上は置き去りにされ、貧富の格差はますます拡大し、不公平が増大していることとあります。いままさに政治に課せられていることは、この税制のゆがみを直し、負担の公平をはかるため、利子配当の優遇措置に代表される各種の特別措置は、直ちに廃止すべきであり、これが国民の要求するところであり、暫定予算においては、この点が何ら反省されていないのであります。(拍手)

第三に、今日国民の重大関心事である物価問題につきましては、物価安定を唱える政府みずからが率先して物価値上げ政策をとり続けている点であります。

消費者米価、健康保険料の引き上げなど、物価安定に逆行する値上げ予算の方向をとっているの

であります。政府の経済見通しでは、消費者物価を本年四・五％に押えることになっておりますが、現在の程度で押えられれると思ふ者は、おそらく、政府をも含めて一人もいないといつても過言ではありません。(拍手)

第四に、不公平と格差を拡大する点であります。生活保護費、失対賃金の基準引き上げは、まことに生活を無視した低い水準に押えられているのであります。生活保護基準を取り上げてまいりまして、一三・五％の引き上げを織り込んだとしておりますが、さきの予算要求過程におきまして、厚生省は社会保障制度審議会の勧告をもとに、一八％の引き上げを要求しておりました。これは政府の経済社会発展計画の達成のためにも必要なパーセンテージであることは言うまでもありません。にもかかわらず、これが無視されたのであります。少なくともこの一八％は実現すべきものであります。同時に失対賃金もわずか一三％の引き上げにとどまっております。いずれにしても、物価値上がりをするなら調整し切れず、生活は以前に増して悪化し、劣悪な条件をしいられることになり

ますことは火を見るより明らかであります。他方では大企業本位の公共投資を大幅に計上し、景気刺激を続けることは、増大し続ける中小企業との格差をますます拡大するものであります。破綻した農業基本法農政のもとで切り捨てられ見捨てられていく農業、増大する住宅難、史上最高の犠牲

者を記録した交通地獄、生命と健康を脅かされる公害、さらに教育や医療問題など、あらゆる格差と不公平を拡大していくものにはなりません。口では「人間尊重」「歩行者優先の政治」「社会開発」、さらには「風格ある社会」など、美辞麗句を並べて何一つ実行を伴わない佐藤内閣の姿勢は、国民を欺くものであると申さなければなりません。(拍手)

第五に、暫定予算の中で注目すべきは、防衛費の計上に關する点であります。

政府は、国民生活の安定向上に背を向けて、国力の充実が軍事優先によるかのごとき、第三次防衛力整備計画を前提として、多額の予算を計上しているのであります。これは、バスターより大砲の政策にはかならないのであります。アメリカの北ベトナムに対する戦争拡大政策に加担している政府は、第三次防衛のもとに兵器の国産化を進め、自衛権の拡大解釈を公然となして、核武装の準備を進めていると申さなければなりません。このような方向は、国民の意に全く反した危険きわまりないものでございます。

以上申し上げました立場から、国民の生活と福祉を守るが日本社会党として、政府に強く反省を求めるとともに、昭和四十二年暫定予算に対しては強く反対の態度を表明するものであります。(拍手)

○副議長(國田直君) 折小野良一君。

〔折小野良一君登壇〕

○折小野良一君 私は、民主社会党を代表し、ただいま議題となつております昭和四十二年暫定予算三案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

言うまでもなく、今回の暫定予算措置は、総選挙による政治的空白と、これに基づく予算審議の遅延によって、当然とられなければならないかたやむを得ない措置であることは明らかであります。したがって、今回の暫定措置それ自体に対して、わが党はこれに異議を唱え、あるいは反対をしようとするものではありません。わが党が本暫定予算案に反対する根本の理由は、そのような手続に対してではなく、暫定予算の内容そのものに對してこれを容認することができないからであります。

言うまでもなく、過去四回にわたつて作成されました暫定予算は、本予算成立までのつなぎとして、文字どおりの事務的な暫定予算でありました。したがって、その内容も、これまでの慣例では、前年度を基準にした事務的経費を計上するだけにとどまっていたのであります。もし、このような方針に沿つて今回の暫定予算を編成するのでありますならば、その歳出規模は、おおむね六千八百二十億程度になるはずだと指摘されております。しかるに、政府は、今回に限って、従来の方針をくつがえし、本予算案をまず編成して、その基本線に沿つて大幅に政策経費を盛り込んだ暫定予算案を編成したのであります。私は、本予算

案が国会においてまだ決定されない状態の中
で、かくのごとく大幅な政策経費をつなぎの暫定
予算案に盛り込んだことは、明らかに暫定予算と
しての限界を逸脱するものであり、これを容認す
ることができないのであります。(拍手)われわれ
が本暫定予算案に反対する第一の理由はこれであ
ります。

第二の理由は、わが党はすでに予算委員会にお
いても明らかにしたごとく、本予算案に対して根
本的な疑義を持っているのであります。先般の総
選挙において、わが党は政府に対し、国民生活の
重要課題に関する公開質問状を発し、物価、住
宅、減税等について、その適切な政策化を要求す
ると同時に、選挙後再び四十二年度予算案の編成
についても具体的な申し入れを行なったのであり
ます。しかるに、政府の本予算案では、このわが
党の要求を全く無視しているのであります。のみ
ならず、政府は、選挙中国民に明らかにした公約さ
えも満足に実現していないのであります。かくの
ごとく本予算案を基礎にし、わが党の政策と基本
的に対立する形で編成された今回の暫定予算案、
それは国民の期待に大きく反するものでありまし
て、わが党はとうていこれに賛成することはでき
ないのであります。これが本暫定予算案に反対す
る第二の理由であります。

次に、私は、内容に立ち入って一、二問題を指
摘し、政府に再検討を促したいと考えます。

その第一点は、国債の発行についてであります。

す。

今回の暫定予算案におきまして、千八百八十億
円の国債発行が予定されておりますが、これは言
うまでもなく、昭和四十二年度発行計画八千億円
の一環であります。政府は、国債導入にあたつて
フィスカルポリシーの原則を守ることを、国民に
この議場を通じて確約したものであります。さ
すれば、ことしは景気が立ち直り、昨年初の状
況とは全く一変しておることがだれの目にも明ら
かである。このような状態の中で、四十一年度発
行額六千六百五十五億円の約二〇％増に当たる八
千億円の発行を計画することは、みずからフィス
カルポリシーの原則を踏みこじるものであり、イ
ンフレ政策もはなはだしいといわなければなりま
せん。政府は、物価問題懇談会が昨年の十月に提
案した線に沿つて、四十二年度の国債発行額は四
十一年度の額を下回るよう大幅に減額すべきであ
ります。したがつて、この計画の一環として今回
の暫定予算案に計上されております国債も、これ
また大幅に減額するのが当然であります。

第二点は、物価対策についてであります。

政府は、今回の暫定予算案を編成するにあつ
て、従来の方針を大幅にくつがえし、政策経費を
盛り込んだ大型暫定予算にしたにもかかわらず、
その基調は相変わらず経済の景気振興に重点を置
き、現在最も緊急に手を打たなければならない物
価対策費については、単なる事務的経費程度にし
か計上していないのであります。これは現在国民

が最も期待する物価対策に全く背を向けた態度と
いわなければなりません。(拍手)
以上が本暫定予算案に対する反対の理由であり
ます。

わが党は、政府に対し、この際、以上の見地に
立つて本暫定予算のあり方を再検討することを求
めるとともに、上述のわが党の趣旨を参酌して、
その根本的組みかえを行なうよう要求し、ここに
民主社会党を代表しての私の反対討論を終わりに
します。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて討論は終局いたし
ました。

三件を一括して採決いたします。

三件の委員長の報告はいずれも可決でありま
す。三件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(園田直君) 起立多数。よつて、三件と
も委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の

源泉徴収の臨時特例に関する法律案(内閣
提出)

期限の定めのある国税に関する法律につき当
該期限を変更するための法律案(内閣提出)

○亀岡高夫君 議事日程追加の緊急動議を提出し
たします。

すなわち、この際、内閣提出、昭和四十二年分
の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例
に関する法律案、期限の定めのある国税に関する
法律につき当該期限を変更するための法律案、右
両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、そ
の審議を進められんことを望みます。

○副議長(園田直君) 亀岡高夫君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(園田直君) 御異議なしと認めます。
よつて、日程は追加せられました。

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源
泉徴収の臨時特例に関する法律案、期限の定め
のある国税に関する法律につき当該期限を変更す
るための法律案、右両案を一括して議題といたしま
す。

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源

泉徴収の臨時特例に関する法律案

期限の定めのある国税に関する法律につき当該
期限を変更するための法律案

〔本号(二)に掲載〕

○副議長(園田直君) 委員長の報告を求めます。

大蔵委員長内田常雄君。

〔報告書は本号(二)に掲載〕

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一案

〔内田常雄君登壇〕

○内田常雄君 たいま議題となりました二つの法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、政府は、昭和四十二年予算に関連して、別途税制改正に関する法律案を今国会に提出し、本年六月一日から実施しようとしているのでありますが、これら両法律案は、それぞれそれまでの過渡的な措置を講じようとするものであります。

まず、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案は、本年四月一日から五月三十一日までの間に支払われる給与及び退職手当にかかる所得税の源泉徴収について、昭和四十二年の税制改正による減税の効果果をこの期間にさかのぼって及ぼすため、所得税法の特例を設け、改正を予定している諸控除をもととして計算した源泉徴収額表によって所得税の源泉徴収を行なうことにしようとするものであります。

すなわち、この源泉徴収額表は、基礎控除を一万円、配偶者控除を二万円、扶養控除を一人につき一万円、給与所得控除の定額分及び最高限度を四万円引き上げ、また、現在勤続年数一年につき一律五万円となっている退職所得の特別控除を、その年数が長くなるに依りて五万円ないし三十万円に引き上げること等をもととして算出されております。

次に、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案は、租税特別措置法及び関税暫定措置法に規定されている課税の減免等の特別措置のうち、適用期限が本年三月三十一日までに、あるいは四月三十日に到来するものについて、その期限をとりあえず本年五月三十一日まで延長することにしようとするものであります。

すなわち、内国税においては、利子所得、配当所得に対する特例、登録税、通行税の減免措置等二十八項目、関税においては、重要機械類の免税等十二項目の減免措置及び米、小麦、バナナ等百二十品目に対する暫定税率の適用措置が一時延長されることになっております。

本案につきましては、質疑に入るに先立って、平林剛君から、すでに昨年十二月三十一日に適用期限が到来している五万円以下の配当所得にかかる確定申告不要制度の継続措置とこれに関連する国税庁長官の通達について、取り扱い上疑義があるとの見解の表明がありました。これに対し、水田大蔵大臣及び泉国税庁長官より、取り扱い上遺憾の意を表明する発言がありました。これをこの際申し添え、両法案に対する審査の詳細は会議録に譲ることにいたします。

以上両案につきましては、慎重審査の結果、本年三月二十九日質疑を終了した後、各案について討論採決を行ないました。

まず、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得

税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案について討論を行ないましたところ、日本社会党反対、自由民主党賛成、民主社会党反対、公明党反対の旨の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、本案について採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決となりました。

続いて、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案について討論を行ないましたところ、日本社会党反対、自由民主党賛成、民主社会党反対、公明党反対の旨の意見が、それぞれ述べられました。

次いで、本案について採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(園田直君) 両案につき討論の通告があります。これを許します。山田耻目君。

〔山田耻目君登壇〕

○山田耻目君 私は、日本社会党、民主社会党、公明党、三党を代表いたしまして、たいま議題となりました昭和四十二年分の給与所得等に係る

所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案、並びに期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして、反

対の立場を表明する討論を行ないたいと存じます。(拍手)

まず初めに、昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案について申し上げます。

この法律は、本年四月一日から五月三十一日までの間に支払われる給与等及び退職手当等にかかる源泉徴収について、減税の効果をすみやかに及ぼすため、所得税法の特例を定めたものであります。

今回の課税最低限の引き上げは、初年度七十一万一千八百九十九円、平年度七十四万四円程度のものであります。全く低きに失するという感を深くいたすのであります。昭和三十五年に三十三万円でありました課税最低限が、昭和四十一年の現行税制で六十三万円となり、年平均五万から七万の引き上げが行なわれてきたのであります。昭和四十二年の初年度七十一万一千八百九十九円は従来の傾向をそのまま引き伸ばしたにすぎないのであります。むしろ、相次ぐ物価の高騰は、物価調整減税といった形でなされる減税を一挙に打ち消すものであります。昨年の有史以来の大減税といわれ、ました三千億余の減税も、米価、医療費、鉄道料金などの公共料金の引き上げで吹っ飛んでしまったというのが現状であります。

昭和四十二年度は、政府の景気観測も、不況を乗り越えたと見ており、税の自然増も五千億程度という予測を立てておるようであります。われわ

れば、この際、上げ足りぬ課税最低限を引き上げるべく、社会党、民主社会党、公明党、野党三派は協力をいたし合いながら、本年度より百万円の実現を強く要望いたしてきたのであります。(拍手)

しかるに、大蔵大臣は、関係委員会の答弁におきまして、可及的すみやかにということと、この中身は昭和四十五年を目途にいたしておると言われておるような実態でございます。このような考え方は、従来の傾向をそのまま引き伸ばしたといたしまして、物価調整、自然増の影響から当然に到達する金額であるといわなければなりません。(拍手)ここには、勤労国民を大切に政治も政策も見つけ出すことはできないのであります。

大蔵省が試算いたしました一人一日の生計費は二百五十円でございます。一食六十八円では、どうして生きて働いていけるのでしょうか。われわれは、こうした低きに失する課税最低限度のあり方に対して、根本的に反対の意向を表明いたします。(拍手)本法施行の際に、この問題はあらためて検討しなくてはなりません。人権に関する緊急な政治課題であるからでございます。

四月一日にさかのぼって実施をする期日繰り上げ措置並びに退職金課税軽減を五百万まで免税するということにつきましては、本来わが党や野党三党が今日まで強く主張してきた事柄がようやく実現をいたしましたのでございますだけに、不満を申し上げるつもりはございません。

次に、期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案につきまして、反対の立場を明らかにしていきたいと存じます。(拍手)

この法律案の趣旨は、租税特別措置及び関税暫定措置のうち、昭和四十二年三月三十一日で期限の失うものを五月三十一日まで延長しようとする内容のものであります。

そもそも租税特別措置は時限立法であり、期限が来ればよほどの効果が期待されない限り廃止されなければならない性質のものであります。

(拍手)だからこそ、税制調査会においても、税負担の公平の原則を阻害し、税本来のあり方である総合累進構造を著しく弱め、納税者のモラルに悪影響を及ぼす結果になるので、すみやかに整理、改廃を行なうよう、幾たびか答申を出しておるの

であります。いまにして直ちに改廃に踏み切らなければ、税の公平負担の原則の破壊はもとより、既得権化の方向は年ごとに強まっており、政界、財界の相互の誘引は、日本の民主政治を毒する黒い霧の温床となる様相すらうかがえるのであります。(拍手)

これらは逐年増加の一途をたどる減収額の増大の中に立証することができるのであります。特別措置による減収総額は、昭和三十七年から昭和四十一年に至る五年間で、一兆九千億の巨額にのぼっておりますのであります。そのうち、税調も指摘をしております、問題の多い利子配当所得などを

中心とする貯蓄の奨励の項は、何と五千六百六十九億円で、全体の五六%を占めていたのであります。国民は物価高と重税に悩み、夫婦、子三人で七十一万一千八百九十九円の課税最低限しか保障されないうちの勤労国民に引き比べまして、同じ標準世帯で二百十五万円まで非課税となる利子配当所得者に対する優遇措置は、もはや何としても許される段階ではないのであります。(拍手)税負担公平の原則を侵すことを、例外的に認めての特

別措置でありますだけに、その効果が国民に認められ、納得されるものでなければなりません。その効果も念査の方法も、あるようでないように、いつも答えられないのが大蔵省当局自身ではありませんか。

少額貯蓄の減税分は本年度四百億でございますが、一人一口百万円まで無税のこの措置は、国民大衆の零細貯蓄の奨励といながら、調査を進めるに従いまして、高額所得者が二口も三口も架空名義や匿名で脱税をはかるものが、全体の一割の抽出調査の中で一五%を占めている事実は、まさに高額所得者の脱税奨励措置になり下がっているといっても過言ではないのであります。(拍手)なぜこのような国民不在の悪法が延長され、存続されなければならないのでありましょうか。

聞くところによりますと、本措置が延長決定に至るまでの政府・自民党の態度は、まことに不明朗そのものでございました。昨年十一月の末に、大蔵省は税制調査会に対して、利子、配当所得の

優遇措置は、段階的に廃止、一年継続で廃止、存続と三案を提示をいたしております。当然、財界や高額所得者に与えらるうらばいふりは目に見えるものがございまして、あるいは予期した大蔵省の計算であつたかもしれませんが、十二月十七日、自民党の福田幹事長は経団連の植村副会長と懇談を行ない、国民協会への政治献金の増進を要請いたしております。十二月二十日、経団連は政治献金

増進を承諾、同日、自民党政調会に証券小委員会を設置しており、福田証券業協会連合会長が自民党に招かれ、党と大蔵省は株式配当収入に対する優遇措置を据え置く意向であると、新聞に伝えられておるのであります。(拍手)この伝えられた優遇措置とは、租税特別措置法第八条の四に規定されておる、一銘柄五万円以下の配当所得については、昭和四十年一月一日から昭和四十一年十二月三十一日までの期間、確定申告を要せず、また会社

の支払い調書を税務署に提出しなくともよい、こういう規定であり、昭和四十一年度に百六十億の減収が見込まれているものであります。

この規定の期限は、昨年末で失効しているものでありますから、昭和四十二年一月一日以降に支払いの確定する配当所得については、当然所得税法の規定により、総合課税されなければならないものであります。ところが、国税庁長官は、昭和四十二年一月十日付で通達を発し、昭和四十二年一月一日以降に支払いの確定する配当所得についても、さしあたって何ぶんの指示があるまで従来

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案外一案 朗読を省略した議長長の報告 一一四

どおりに取り扱うよう指示を出しておるのであります。まことにけしからぬ通達でございます。(拍手)租税法律主義の原則に反し、法の趣旨を恣意的に拡大解釈したものであり、違法といわざるを得ないのであります。これらは明らかに法律により行政を行なう原理に反し、義務違反に問われべき性格のものであります。しかるに、これらの行為を隠し、ただいま議題になっております本法律案の成立を予測し、同法附則第二項で、通達を追認する措置をとろうとしておるのであります。一たん失効し、消滅した措置を延長しようとするものであって、適法の措置とはどうしても認められないものであります。

大蔵委員会は、昨夜おそくまでこの問題についての取り扱いを論じ、次のごとき態度を大蔵大臣並びに国税庁長官より明らかにいたされたのであります。今回の法律の提案は適切でないで、今後は、期限に関係のある法律については期限の前に改正の手段をとる。なお、国税庁長官の出した通達については、行政上の行き過ぎである。このことを認め、遺憾の意を表するという趣旨のものであります。

以上述べてまいりましたように、利子配当所得など一連の優遇措置については、期限の延長はもちろん、本法存続の意義を見出すことはもはや困難であります。すみやかに廃止することこそが、国民の納税のモラル低下を防ぐことにもなり、政

府・自民党と財界との間にかくのうわさをかもし出す黒い霧の根源をも打ち消すことになるのであります。国民の政治信頼を取り戻す転機になるうかとも存じます。

昨年三月三日、本議場におきまして、本問題に關する私の質問に対し、佐藤総理は、謙虚に検討することを約束されました。私は、郷土の大先輩であり、政治家としての佐藤総理の良心に心から呼びかけて、すみやかに本措置が廃止されますように、きびしく要請をいたし、三党を代表する反対討論を終わりたいと思います。(拍手)

○副議長(國田直君) これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(國田直君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○副議長(國田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後七時五分散会

出席國務大臣

- | | |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 佐藤 榮作君 |
| 法務大臣 | 田中伊三次君 |
| 大蔵大臣 | 水田三喜男君 |
| 文部大臣 | 劍木 亨弘君 |
| 厚生大臣 | 坊 秀男君 |
| 農林大臣 | 倉石 忠雄君 |
| 通商産業大臣 | 菅野和太郎君 |
| 運輸大臣 | 大橋 武夫君 |
| 郵政大臣 | 小林 武治君 |
| 労働大臣 | 早川 崇君 |
| 建設大臣 | 西村 英一君 |
| 自治大臣 | 藤枝 泉介君 |
| 國務大臣 | 塚原 俊郎君 |
| 國務大臣 | 二階堂 進君 |
| 國務大臣 | 福永 健司君 |
| 國務大臣 | 増田甲子七君 |
| 國務大臣 | 松平 勇雄君 |
| 國務大臣 | 宮澤 喜一君 |

出席政府委員

外務政務次官 田中 榮一君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、昨二十八日、本院は中央社会保険医療協議会委員に圓城寺次郎君及び鈴木武雄君を任命したことについて承認した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、昨二十八日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した。

通商産業省通商局長事務代理 原田 明

(政府委員任命)

一、昨二十八日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、二十八日議長において承認した原田明を同日第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、昨二十八日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、同日(通商産業省通商局長)山崎隆造の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員解任)

一、昨二十八日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

橋口 隆君

橋 兼次郎君

大蔵委員

文教委員

社会労働委員

鈴木 康雄君
矢野 絢也君

山手 満男君

田中 昭二君
有島 重武君

浅井 美幸君

商工委員

岡本 茂君

山手 満男君

岡田 利春君

橋口 隆君

板川 正吾君

岡田 利春君

運輸委員

板川 正吾君

岡田 利春君

予算委員

江崎 真澄君

山崎 巖君

永末 英一君

小濱 新次君

正木 良明君

決算委員

村山 達雄君

浅井 美幸君

議院運営委員

只松 祐治君

(常任委員補欠選任)

一、昨二十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

地方行政委員

法務委員

山手 満男君

橋口 隆君

横山 利秋君

大蔵委員

永末 英一君

有島 重武君

文教委員

社会労働委員

商工委員

山崎 巖君

橋口 隆君

板川 正吾君

山手 満男君

岡田 利春君

運輸委員

岡田 利春君

板川 正吾君

予算委員

飯谷 忠男君

岡本 茂君

西村 榮一君

広沢 直樹君

沖本 泰幸君

決算委員

江崎 真澄君

鈴木 康雄君

議院運営委員

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は昨二十八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

昭和四十二年度一般会計予算

昭和四十二年度特別会計予算

昭和四十二年度政府関係機関予算

一、意見を聞くこととする問題

昭和四十二年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

昭和四十二年三月二十日

衆議院議長 石井光次郎殿

予算委員長 植木庚子郎

(議案提出)

一、昨二十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

りである。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

文教委員会 付託

(議案送付)

一、昨二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を衆議院に送付した。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

一、昨二十八日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律等の一部を改正する法律案

一、昨二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

総理府設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

昭和四十二年分の退職手当等に係る道府県民税

及び市町村民税等の臨時特例に関する法律案

プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、昨二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員春日一幸君提出台湾産バナナ輸入取引に関する質問に対する答弁書

台湾産バナナ輸入取引に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十二年三月十四日

提出者 春日 一幸

衆議院議長 石井光次郎殿

現在、台湾産バナナの輸入については、輸入貿易管理令により輸入割当て品目に指定されており、台湾産バナナの輸入業者は、同令第九条の輸入割当てを受けなければならないことになっている。

台湾産バナナの国内需給状況は、現在までのところ常に供給不足で、いわゆる荒手市場となり、近い将来においても、その状況に変化はないものと考えられる。そのうえ年間輸入数量は、約七百八十万かご、輸出価格は一かご七米ドル又は八米

ドルと定められている。

台湾側において、昭和三十九年度から輸出契約を結ぶ相手側としての日本の輸入業者の選択が、これまでの実績主義から台湾側が自由に選択できるように変更したため、台湾の輸出関係者は、日本の国内において自己の分身として多数の輸入商社(いわゆる「ダミー」)を設けてこれらと輸出契約を結び、実質上輸出業者と輸入業者を兼ねて日本国内における流通面に支配力を伸ばし、日本の国内価格及び取扱量に次第に大きな影響力を持つようになつたのである。従つて日本国内の輸入業者は次第に排除され、また、国内における輸入取引秩序が混乱させられた。このような事情のもとで日本の輸入業者が相当まとまつた数量の輸入契約の成立をさせようとする場合には、相手側からリベートを要求されることもなり、その結果、関税法及び外国為替管理法違反、さらに所得税又は法人税の脱税等を招くようなこととなつた。

さらに日本の輸入業者は台湾側との取引において一社の名義で大量に契約を成立させると裏取引が存在すると推定されることを避けるため、あるいは輸入組合結成後の発言権の拡大と均等割当ての獲得のため等の理由から輸入契約数量を分散するために名目上のいわゆる「ダミー」商社を設立してこれらに輸入割当てを受けさせていた次第である。

このような混乱した業界のあり方の当然の帰結として、従来から真面目に営業をしていた国内の業者は、法令違反を犯さない限り総輸入数量が年増大しているにもかかわらずその取扱数量は漸減の方向をたどり、まさに抹殺されようとする状態に立ち至つた。

このような状態を是正するため、昭和四十年六

月輸入組合が結成され、行政面においても、もろもろの方策が考究されているようであるが、いまだ十分な成果をあげていない現状である。このような状態を放置しておくことは、国内の真面目な業者の存立を危うくし、かつ輸入取引秩序の混乱と腐敗をさらに深めることとなるのであるから、健全な輸入業者を維持し育成するため適切な行政措置を講じなければならぬものと考ええる。よつて、次の諸点について政府は、いかなる見解のもとにどのような方策を講じようとするのか明らかにされたい。

一 少量割当て輸入業者の保護育成について

(1) 政府は、年間輸入割当て量がおおむね一万かご以下の業者に対して輸入業界の整備の名のもとに合併ないし営業権の譲渡の指導ないし勧告を行なつており、輸入割当ての停止ないし保留をほめかすことによつてその実をあげようとしている。これに応じて消え去つた業者もあるが、流通秩序の確立のために必要なことは、後述の「ペーパー」業者及び「ダミー」商社を整理することであつて流通秩序の整備に名を借りて輸入業者としての実績と実態をそなえている業者を輸入割当て量が少ないがゆえに整理をすることではないのである。後述することく、台湾産バナナの輸入業界においては、バナナの市場価格の安定ないし引下げのため相対的に多数の業者の存在が必要なのであり、製造工業におけるごとく、規模の利益が存在しない事業なのである。従つて「ペーパー」業者ないし「ダミー」商社の整理を促進するためにも、業者としての実績と実態をそなえている中小取扱数量の業者に対して事業体質の改善のため積極的に育成と指導を行ない、事業をまともに行なおうとする業者を育てることによつて流通秩序の確立を図るべきであつて、割当て量の多少によつて整備の対象とすべきではないと考える。

旅行者、留学生その他社会通念上輸入業を

営む者であると考えられず明らかに利権ありである個人、法人は、これらの行政指導を受け入れて輸入業者たろうとする気概と準備を持たないものであるから体質改善の行政指導を進めてゆけば次第に脱落してゆくものと考えられる。かかる観点からみて、政府として業者の体質改善と育成のため行政指導を進めるための方策を講ずべきであると考ええるが、そのための方策があるのかどうか、その方針と内容を明らかにされたい。

(2) 現在台湾産バナナの輸入業は、免許制ないし許可制がしかれていないのであり、輸入割当て制度は、貿易上の見地から行なわれているのであつて事業の監督規制とは直接的に関係のないものと考えられるのであるが、輸入割当てへの保留ないし停止が行なわれるとこれまで実績がある業者であつても、ただちに死命を制せられることとなるのであつて輸入割当て行政の影響するところははなはだ重大であるといわなければならない。このような事情にかんがみ、輸入割当てを行なうに当たつては、真に公平、妥当な行政が行なわれることが特に必要であると考えられる。輸入割当てを利用して中小業者の整理をするような行政が行なわれるべきではないし、また、そのような行政が行なわれることはないと確信するが、この点についての政府の見解はどうか。

(3) いわゆる「ペーパー」業者は、輸入業者であるとはいいがたいものであり、整理すべきはもちろんであるが、ここで問題となるのは、「ペーパー」業者と非「ペーパー」業者との識別が現象的に困難であることである。従つて「ペーパー」業者の整理に名を借りて輸入業者としての実績と実態をそなえながら取扱数量が少ないため整理されかねないおそれがあることである。「ペーパー」業者の判定に当たつては、業者の実態を総合的に判断して慎重を期せられたい。

また、自由化後台湾側に輸入業者選択権を握られていたため、裏取引を拒否した者は、相対的に取扱数量が減少せざるを得なかつたという業者のあり方に問題があるのであつて、現在取扱数量の少ない業者の中には事業拡大の意欲に燃えながらも、法令違反を犯してまで事業拡大をしようとはしなかつた業者が多数存在するという事実を認識のうえ業界秩序の確立を図られたい。輸入業者の企業形態及び輸入の形態は、次のような要件に該当することとなるようおおむね、六箇月ないし一年位の期間をかけて業者に対する指導と育成をし、これをおして「ペーパー」業者の整理をすることが適当であると考ええるが、政府の見解はどうか。

輸入業者としての要件

(イ) 企業の形態

自己の所有又は自己名義による賃借に係る営業所を有し、バナナ輸入業務を遂行するに足る資格と能力を有する代表者がおり、かつ、専従の役員員を一名以上おき、及び納税義務を全うしているものであること。

(ロ) 輸入の形態

自己名義の輸入割当てに基づき、自己の名及び自らの計算において輸入業務を行なうこと。

二 営業の規模及び輸入割当てについて

昭和三十八年四月以前の輸入自由化前においては、輸入商社二百数十社、自由化後は七百数十社が存在していた。一昨年輸入組合結成に際しては、これらの業者の大部分が組合に加入した。

現在輸入秩序の改善という名目で業者の整理統合が行なわれつつあるが、これは、輸入業者の体質改善あるいは規模の利益の見地からのものではない。輸入商社であるため、製造業のごとく、取扱数量をふやし、規模を拡大したから

といつて必ずしも生産性が向上し、コストが低下するものではない。むしろ年間総輸入量が限定されている現在では、一社の取扱数量が大きくなればなるほど市場における価格支配力が強くなり、ただでさえ売手市場である現状のもとでは価格操作を容易にし、小売価格を引上げる大きな要因となるのであり、また、現にそうなるのである。価格安定ないし引下げを實現するためには、輸入業者の数の相対的に多数とし、かつ、一社の取扱数量が数十万かこに達するような大口輸入業者が存在しないようにすべきである。従つてこの際、輸入割当てを行なうに際しては、一社の輸入割当て量の最高限度を現状より相当程度引下げるべきである。ダミー・ペーパーを整理し、そのうえで輸入割当てを真に輸入業者としての実態をそなえる者に對し、公平に行ない、業界の安定と秩序の確立を図るべきであると考ええる。この点についての政府の見解及び対策を明らかにされたい。

三 ダミー業者の整理

三 ダミー業者には次のような形態がある。

(イ) 自社の社員又は親族を代表者とする法人又は団体を作り資本もすべて親会社が出しているもの

(ロ) 団体構成員の個人を輸入業者として仕立て、その割当てはすべて団体で処理しているもの

(ハ) 自社販売先加工業者の名を借り、これを別の輸入業者として仕立て割当てを取得しているもの

(ニ) 業界に全く関係のない法人あるいは個人名を借り、輸入業者として割当てを取得し、わずかの名義料を支払っているもの

これらのダミー業者は、割当て取得のための手段として設けられたものであつて、親会社又は団体において、印鑑等を所持し、輸入業務、輸入組合員としての議決権等いつさいの実権を握つており、全くの分身であつて、これらのダ

ミー業者が存在することは業界秩序の確立のためには全く有害無益であり、すみやかに整理すべきであると考ええる。そのためにはいかなる措置を講ずることが適切であるか政府の方策を明らかにされたい。

四 不良業者の排除

台湾産バナナの輸入に当たつて、外国為替管理法令違反、関税法違反等が発生した。これらの法令違反と輸入割当てとは必ずしも行政目的を同一にするものではない。しかし、従来は、法令を遵守していた限り、事業の拡大は著しく困難であつたし、法令違反をした者に限つて事業を拡張することができ、その状態が現在まで維持されているという現状に堪がみ、これを是正するため、これらの不良業者に対しては、輸入割当てについて、なんらかの措置をとることが必要であり、かつ、適当であると考えられるのであるが、これに対する政府の見解及びとるべき措置はどうか。右質問する。

昭和四十二年三月二十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議員春日一幸君提出台湾産バナナ輸入取引に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員春日一幸君提出台湾産バナナ輸入取引に関する質問に對する答弁書

一、生鮮バナナについては、すでに昭和三十八年四月自由化に踏み切つた次第であるが、供給力

(イ) 主たる供給地である台湾の輸出が、供給力は大幅に増大したにもかかわらず、依然としてわが国の輸入需要に追い付かず、

(ロ) 加えて、台湾側が対日輸出について規制を強化し、

(ハ) また、台湾以外の地域、特に中南米からのバナナの輸入は、品質、輸送上の不利、船賃の高騰等のため伸びやみとなり、その結果、輸入業者が台湾に殺到して激しい競争が現出し、外貨損失、不正競争の発生などの弊害が生ずるに至つた。

かかる弊害を是正し、輸入秩序の維持をはかるため、政府としては、業界の自主調整によらしむべく輸入組合の設立を指導するとともに、台湾産バナナについて、昭和四十年七月以降過去の実績に基づく輸入割当てを実施した次第である。

その結果、輸入秩序は急速に改善せられ、輸入組合と台湾側との交渉によつて、価格その他の取引条件も漸次改善されてきている現状である。しかしながら、取引条件の改善とともにバナナ輸入が終戦後ほどではないにしても、再び、かなりの高利益をあげることができるようになり、その結果、一方において輸入割当ての取得をめぐる争いが激しくなるとともに、他方、輸入割当てを受けながら自ら輸入業務を行なわず、単に割当てを転売する等の方法によつて不当な利益を取得するものが生ずる等、いわゆるペーパー業者ないしダミー業者による輸入割当の利権化の傾向が指摘された。

二、以上のような問題について考えるに、まず問題の起る基本は、過去において抑圧されていたバナナ需要が、自由化以後急激に増大し、台湾産バナナの如きは、三年間に八倍に達する輸入の増大をみたにもかかわらず、なお国内の需要に追い付かず、依然として供給不足の状態にある。

このため、政府としては、今後、国内果樹産業への影響を考慮しつつ、各種の方策により、出来る限り輸入の増大をはかることによつて、問題の基本的解決をはかることが正道であると考へている。

この点に關し、現に昨年十一月、バナナの浜

相場は輸入原価以下に低下した事実もあり、また、フィリピン等台湾以外の諸地域からの輸入増大の可能性も伝えられるので、おそらく、来年以降は、バナナの需給状況に關しても、相当の緩和をみるものと予想される。

三、しかしながら、なおしばらくの間は、海外からの供給が国内需要の増大に追い付かず、相対的供給不足の状態が残る可能性があり、加うるに、現在なおバナナ業界内部の利害の対立は、依然として著しいものがあり、激しい過当競争がいつでも顕在化する可能性を持っているので、もし割当てをはずせば、直ちに、二年前の混乱に戻ることは必定であり、これは業者間のみならず、国家的損失であると考えられる。

従つて、かかる損失を防止するためには、輸入組合を中心とする業界の自主的努力によつて輸入秩序の確立をはかるとともに、当分の間、現在の割当制度による輸入秩序維持策を堅持する必要があるものと考ええる。

四、上記の如き方針に基づき、輸入組合の健全な発展をはかり、輸入割当てにともなう弊害を除去するためには、まず、輸入業者自体の自主的努力によつて積極的にその体質の改善がはかれ、健全な輸入業者が維持育成されることが望ましく、輸入組合内部においても、現在、任意の企業合併、あるいは営業譲渡等の方法によつて、いわゆるペーパー業者ないしダミー業者の整理とともに、それぞれの企業自体の体質改善のために格段の努力が払われつつある現状である。

これと併行し、政府においても、輸入業者の体質改善と割当てにともなう弊害の除去を目的として、ペーパー業者ないしダミー業者を排除する方針をとり、昨年十二月、台湾産バナナの全輸入業者から企業の実態、輸入の形態等に関する詳細な報告を徴し、目下その実態に關し慎重に調査検討中である。

御質問の第一点(少量割当輸入業者の保護育成)

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 朗読を省略した議長長の報告

については

(1) 政府としては、健全な輸入業者を育成するため、割当てを取得しながら自主的な経営体として自らの責任と計算において輸入業務を行なわない、いわゆるペーパー業者またはダミー業者については、極力これを排除すべきものと考えるが、健全なる輸入業者については、これを育成すべきものであり、その輸入割当量が少量なるが故をもつて整理することは適当でないと考える。

また、業界を育成指導することは政府の当然の責務であり、業界の自主的努力による体質改善の成果は極力これを尊重する考えであり、これを中心として、今後バナナ輸入業界の健全化をはかるとともに、他方、業界の自主的努力のみによつては十分な成果をあげ得ないものについては、積極的指導を行ない、なお改善の実をあげないものについては、毅然たる態度で対処すべきものと考える。

なお、現在輸入組合において、体質改善のために、営業の規模として年間輸入数量おおむね一万カゴ以上がのぞましい旨のべているおもむきであるが、その趣旨は国内取引と異なり、およそ海外との取引を業とする輸入業者としては、少なくともこの程度以上の規模を有することが望ましい旨の一応の目安を与えて、その自主的な体質改善の努力をすすめているものと思われる。

さらに、貿易業においても規模の利益が全くないということではなく、今後も輸出入取引法に基づく貿易連合の活用など検討して行きたい。

(2) 輸入割当がその企業経営にとつて大きな影響を与えることは御指摘のとおりであり、その公平妥当な運用について十分配慮して行く考えである。

(3) ペーパー業者の識別については企業の実態、輸入の形態等各種の観点を考慮し、御指

摘のとおり総合的判断を行なう所存である。

なお、現在の輸入業者の体質改善は、先に述べたとおり業界の自主的努力によつて急速に進められつつあり、政府としてもかかる業界の自主的努力の成果を充分勘案しつつ、体質の改善をすすめたい考えである。

御質問の第二点(営業の規模及び輸入割当て)については

現在、輸入業者間においてその体質改善、ペーパー業者、ダミー業者の整理を目的として、自主的な努力により任意的整理統合が行なわれつつあり、その結果、近い将来において輸入業者の数は相当程度減少するものと思われる。しかしながら、バナナ輸入業界は、昭和三八、三九年の自由化時代においてその数が激増して七〇〇社にも及び、その過当競争の弊害が現在の如き台湾産バナナ割当制度への復帰を余儀なくせしめた状況であり、現在においても、先に述べた如く、むしろ数が多すぎるために業界内部には、依然として過当競争の危険性が潜在する実情であり、今回の整理統合が行なわれた後においても、単にペーパー業者、ダミー業者が整理されるにとどまり、輸入業者数の減少によつて市場における価格支配が特に著しく強まるおそれはないものと考えられる。

さらにまた、現在台湾以外の地域からのバナナの輸入は自由化されており、先にのべた如く、将来フィリピン、中南米等からの供給力の増大も予想され、かかる観点からも、現状において価格独占のおそれはないものと思われるが、政府としては、今後とも一部輸入業者による価格支配の弊害が出ないよう十分市場の状況および国産果実の動向を注視しつつ、輸入総量の増大と流通機構の改善をあわせ進めることによつて価格の引下げに努力いたしたい。

御質問の第三点(ダミー業者の整理)については

ダミー業者については、輸入業界の体質改善のために、御指摘のとおり極力これを排除すべきものと考えられ、健全な輸入業者として望ましくないダミー業者であることが明確なものについては、先に述べたとおり、業界自体の自主的努力と政府の指導によつて、すみやかにこれが整理を促進したい考えである。

御質問の第四点(不良業者の排除)については、台湾産バナナの輸入にあつては、外国為替及び外国貿易管理法および関税法等に違反し、判決等によつて、その事実が確定したもののについては、その違反の内容、性質等に応じて輸入割当てを行なうことが不適当と思料される場合は、所要の措置を講ずることとする考えである。

右答弁する。

号外
昭和四十二年三月二十九日

第五十五回
衆議院會議録
第七号
(二)

昭和四十二年度一般会計暫定予算

昭和四十二年三月二十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和42年度一般会計暫定予算
予 算 総 則

(歳入歳出暫定予算)
第1条 昭和42年度歳入歳出暫定予算は、歳入 813,497,236,000 円、歳出 980,015,541,000 円とし、「甲号歳入歳出暫定予算」に掲げるとおりとする。

この暫定予算は、昭和42年4月1日から5月31日までの期間に係るものである。

昭和42年6月以降において使用することができ、

歳入歳出暫定予算の明細として、「歳入歳出暫定予算明細書」及び各省各庁の「暫定予算経費

(公債発行の限度額)

第5条 「財政法」第4条第1項ただし書の規定により公債を発行することができる限度額は、188,000,000,000円とする。

2 前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

(公共事業費の範囲)
第6条 「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

[illegible][illegible]

(一時借入金等の最高額)

第7条 「財政法」第7条第3項の規定による大蔵省証券又は一時借入金等の最高額は、500,000,000,000円とする。

(損失補償契約等の限度額)

第8条 次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区 分	限 度 額
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第8条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額 円 300,000,000
「プラント類輸出促進臨時措置法」第6条の規定による金額の限度	補償契約に係る補償金の合計額 1,000,000,000
「外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法」第4条の規定による金額の限度	昭和42年度以降10箇年度間を通ずる利子補給金の総額 1,089,859,000
「日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法」第3条の規定による金額の限度	昭和42年度以降12箇年度間を通ずる利子補給金の総額 4,798,228,000
「矯正医官修学資金貸与法」第4条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額 3,840,000
「農業近代化資金助成法」第3条の2第3項の規定による金額の限度	昭和42年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額 56,229,000

第9条 次の表の左欄に掲げる法人が負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により、政府が保証することができ金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

債 務	根 拠 規 定	金 額 の 限 度
1 日本国有鉄道 公券により発行する鉄道 債券に係る債務	「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額 32,500,000,000 円 及び その利息に相当する金額
2 日本電信電話公社 公券により発行する電信 電話債券に係る債務	「鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律」	額面総額 7,000,000,000 円 及び その利息に相当する金額
3 公営企業金融公庫 公券により発行する公営 企業債券の元本の償還及	「公営企業金融公庫法」第26条	額面総額 5,500,000,000 円 及び その利息に相当する金額

び利息の支払い

4 日本住宅公団 公券により発行する住宅 債券の元本の償還及び利 息の支払い	「日本住宅公団法」第51条	額面総額 6,000,000,000 円 及び その利息に相当する金額
5 日本道路公団 公券により発行する道路 債券に係る債務	「日本道路公団法」第28条	額面総額 16,000,000,000 円 及び その利息に相当する金額
6 首都高速道路公団 公券により発行する首都 高速道路債券に係る債 務	「首都高速道路公団法」第38条の2	額面総額 2,700,000,000 円 及び その利息に相当する金額
7 阪神高速道路公団 公券により発行する阪神 高速道路債券に係る債 務	「阪神高速道路公団法」第38条	額面総額 2,800,000,000 円 及び その利息に相当する金額

2 前項各号に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため発行する債券の額面金額及びその利息に相当する金額をこれらの各号に規定する限度額に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(予算の移替等)

第10条 行政組織に関する法令の改廃等に伴う職務権限の変更等によつて、「甲号歳入歳出暫定予算」における主管、所管及び組織の区分により予算を執行することができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行ない、又は主管、所管若しくは組織の間に

2 行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになつた場合においても、その組織又は項に係る予算はその目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第11条 次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織に掲されたそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができ。

所 管 組 織	項
総 理 府 総 理 本 府 北 海 道 開 発 庁	沖縄援助其他諸費 北海道住宅建設事業費、北海道住宅対策諸費、北

文 部 省	文 部 本 省	南極地域観測事業費
学 務 省	学 務 本 省	特別失業対策事業費（特別会計への繰入れに係るものを除く。）
経 済 省	経 済 本 省	北海道環境衛生施設整備費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、釧路地域泥炭地開発事業費、北海道漁港施設費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道都市計画事業費、北海道空港整備事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び北海道離島電気導入事業費、離島振興事業費、農林漁業用揮発油税財源身替離島農道等整備事業費、水資源開発事業費（特別会計への繰入れに係るものを除く。）
科 学 技 術 庁	科 学 技 術 本 省	特別研究促進調整費、潜水調査船建造費、国立機関原子力試験研究費、放射能調査研究費

(予算の移用)

第12条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により移用することができる場合は、第1表に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間に於いて相互に移用する場合、第2表に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間に於いて相互に移用する場合及び第3表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各組織の経費の金額を当該各組織又は各組織の間に於いて相互に移用する場合とする。

第1表 各組織の間の移用

所 管	移用することができる組織（括弧内は当該組織の経費を示す。）
農 林 省	農林水産技術会議（農林水産技術振興費）と農林本省試験研究機関、林野庁（林業試験場）、水産庁（水産研究所、真珠研究所）

第2表 各項の間の移用

所 管	移 用 可 能 な 項
総 理 府	北海道住宅建設事業費、北海道環境衛生施設整備費、北海道造林事業費、北海道林道事業費、北海道土地改良事業費、北海道農用地開発事業費、釧路地域泥炭地開発事業費、北海道漁港施設費、農林漁業用揮発油税財源身替北海道農道等整備事業費、北海道海岸事業費、北海道大型魚礁設置事業費、北海道都市計画事業費、北海道

道空港整備事業費、北海道離島簡易水道施設整備費及び北海道離島電気導入事業費の各項の間の各項、北海道治水事業費、北海道治山事業費、揮発油税等財源北海道道路整備事業費、北海道道路整備事業費及び北海道港湾事業費の各項と北海道開発事業工事諸費

第3表 各組織の間の又は各項の間の移用

- 1 暫定予算予定経費要求書に予定した職員俸給、扶養手当、暫定手当、職員諸手当及び退官退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項の間の
- 2 暫定予算予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項の間の

甲号 歳入歳出暫定予算

歳 入	国 会 主 管	
(部) 雑 収 入	雑 収 入	26,823,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	2,526,000
(項) 諸 免 許 費 及 手 取 納 金	諸 免 許 費 及 手 取 納 金	2,526,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	24,297,000
(項) 諸 免 許 費 及 手 取 納 金	諸 免 許 費 及 手 取 納 金	22,080,000
(部) 雑 収 入	雑 収 入	8,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	32,000
(項) 諸 免 許 費 及 手 取 納 金	諸 免 許 費 及 手 取 納 金	2,161,000
(部) 雑 収 入	雑 収 入	16,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	29,406,000
(項) 諸 免 許 費 及 手 取 納 金	諸 免 許 費 及 手 取 納 金	11,255,000
(部) 雑 収 入	雑 収 入	18,151,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	81,000
(項) 諸 免 許 費 及 手 取 納 金	諸 免 許 費 及 手 取 納 金	6,929,000
(部) 雑 収 入	雑 収 入	4,042,000
(款) 国 有 財 産 利 用 収 入	国 有 財 産 利 用 収 入	814,000
(項) 諸 免 許 費 及 手 取 納 金	諸 免 許 費 及 手 取 納 金	6,285,000

會計検査院主管			外務省主管		
(部) 雑 収 入	485,000		(部) 諸 収 入	4,483,358,000	
(項) 国有財産利用收入	465,000		(項) 徴収金	4,019,993,000	
(項) 国有財産貸付收入	20,000		(項) 弁償及返納收入	18,980,000	
(項) 諸 収 入	20,000		(項) 正官署作業收入	411,180,000	
(項) 物品売却收入	20,000		(項) 雑 収 入	3,347,000	
			(項) 計	29,968,000	
(部) 雑 収 入	429,000			4,495,036,000	
(項) 国有財産利用收入	419,000		(部) 雑 収 入	2,352,000	
(項) 国有財産貸付收入	10,000		(項) 国有財産利用收入	1,562,000	
(項) 諸 収 入	10,000		(項) 諸 収 入	1,562,000	
(項) 物品売却收入	10,000		(項) 雑 収 入	790,000	
(部) 官業益金及官業収入	27,526,000		(項) 雑 収 入	713,000	
(項) 官 業 収 入	27,526,000		(項) 雑 収 入	74,000	
(部) 病院収入	12,500,000		(項) 雑 収 入	3,000	
(項) 政府資産整理収入	12,500,000				
(項) 事故補償費返還金	12,500,000		(部) 租税及印紙収入	613,882,000,000	
(部) 雑 収 入	389,255,000		(項) 所法相酒砂掘石物ト取有通入	611,438,000,000	
(項) 国有財産利用收入	56,183,000		(項) 所得入	145,315,000,000	
(項) 国有財産貸付收入	4,750,000		(項) 消費ガ品	302,615,000,000	
(項) 国有財産使用收入	1,000		(項) 燃料油	6,718,000,000	
(項) 諸 収 入	333,122,000		(項) 油	57,342,000,000	
(項) 授業料及入学検定料	5,000,000		(項) ガ品	5,144,000,000	
(項) 免許及手数料	39,000		(項) 引	23,813,000,000	
(項) 受託調査試験及役務収入	651,000		(項) 所取引	724,000,000	
(項) 弁償及返納金	214,369,000			19,396,000,000	
(項) 物品売却收入	47,295,000			41,000,000	
(項) 雑 収 入	65,768,000			469,000,000	
(項) 計	429,281,000			2,838,000,000	
				644,000,000	
				1,788,000,000	
				43,981,000,000	
				610,000,000	
(部) 政府資産整理収入	660,000		(部) 印 紙 収 入	2,444,000,000	
(項) 回 収 金 等 収 入	660,000		(項) 印 紙 収 入	2,444,000,000	
(部) 雑 収 入	4,494,876,000		(部) 政府資産整理収入	923,823,000	
(項) 国有財産利用收入	11,018,000		(項) 国有財産処分収入	916,030,000	
(項) 国有財産貸付収入	11,018,000		(項) 国有財産売却収入	916,030,000	

1
 2
 3
 4
 5
 6

受託調查試驗及役務收入					
(部) 雜	收入	9,578,000			
(款) 國有財產利用收入	收入	26,809,000			
(項) 諸	收入	1,362,000			
(項) 雜	收入	365,000			
	計	48,077,000			
運輸省主管					
(部) 雜	收入	57,483,000			
(款) 國有財產利用收入	收入	12,349,000			
(項) 諸	收入	8,312,000			
(項) 雜	收入	4,087,000			
	計	45,134,000			
郵政省主管					
(部) 雜	收入	16,399,000			
(款) 國有財產利用收入	收入	4,082,000			
(項) 諸	收入	2,054,000			
(項) 雜	收入	4,958,000			
	計	15,329,000			
	入	2,312,000			
內閣府					
(部) 雜	收入	2,162,000			
(款) 國有財產利用收入	收入	1,399,000			
(項) 諸	收入	6,000			
(項) 雜	收入	756,000			
	計	1,000			
建設省主管					
(部) 雜	收入	8,125,000			
(款) 國有財產利用收入	收入	4,159,000			
(項) 諸	收入	3,966,000			
(項) 雜	收入	820,000			
	計	2,604,000			
	入	119,000			
	入	423,000			
農林水產省主管					
(部) 雜	收入	93,965,000			
(款) 國有財產利用收入	收入	5,813,000			
(項) 諸	收入	5,535,000			
(項) 雜	收入				
	計				
國有財産使用収入					
(部) 雜	收入	156,000			
(款) 國有財産利用收入	收入	122,000			
(項) 諸	收入	88,152,000			
(項) 雜	收入	15,648,000			
	計	3,686,000			
	入	61,400,000			
	入	7,418,000			
自治省主管					
(部) 雜	收入	2,201,000			
(款) 國有財産利用收入	收入	139,000			
(項) 諸	收入	139,000			
(項) 雜	收入	2,062,000			
	計	1,882,000			
	入	180,000			
	入	819,497,236,000			
皇室費					
(部) 雜	收入	11,333,000円			
(款) 國有財産利用收入	收入	234,063,000			
(項) 諸	收入	6,304,000			
(項) 雜	收入	251,700,000			
	計				
國會所管					
(部) 雜	收入	1,051,761,000			
(款) 國有財産利用收入	收入	11,682,000			
(項) 諸	收入	3,000,000			
(項) 雜	收入	1,066,443,000			
	計				
衆議院					
(部) 雜	收入	626,675,000			
(款) 國有財産利用收入	收入	80,082,000			
(項) 諸	收入	3,000,000			
(項) 雜	收入	709,757,000			
	計				
參議院					
(部) 雜	收入	158,560,000			
(款) 國有財産利用收入	收入	2,586,000			
(項) 諸	收入	2,571,000			
(項) 雜	收入				
	計				

[illegible]

(項) 日 本 学 術 会 議 本 部	29,081,000
(組織) 近畿國整備本部	9,749,000
(組織) 中部國開發整備本部	4,402,000
(組織) 公正取引委員會	44,679,000
(組織) 警察廳	2,986,302,000
(項) 警察研究所	22,949,000
皇 宮 警 察 本 部	103,469,000
警察施設整備補助	504,833,000
都道府県警察費補助	989,775,000
計	4,617,328,000
(組織) 土地調整委員會	5,625,000
(項) 土地調整委員會	14,459,000
(組織) 首都圈整備委員會	174,261,000
(組織) 宮内庁	506,622,000
(組織) 行政管理局	355,108,000
(項) 行政管理局	19,864,000
(組織) 北海道開発庁	1,454,325,000
(項) 北海道住宅対策諸費	8,063,000
北海道環境衛生施設整備費	150,612,000
北海道治水事業費	6,462,000,000
北海道治山事業費	737,000,000
北海道造林事業費	458,600,000
北海道林道事業費	227,500,000
北海道土地改良事業費	7,243,900,000
北海道農用地開発事業費	3,624,200,000
篠津地域泥炭地開発事業費	493,000,000
北海道漁港施設費	1,347,300,000

		計		1,109,967,000
(組織) 防衛施設庁		(組織) 経済企画庁	(項) 経国経企調査費	130,270,000
農林漁業用揮発油税財源 身替北海道農道等整備事 業費		経国経企調査費	173,457,000	173,457,000
揮発油税等財源北海道 路整備事業費		経国経企調査費	27,924,000	27,924,000
北海道道路整備事業費		経国経企調査費	2,070,611,000	2,070,611,000
北海道港湾事業費		農林漁業用揮発油税財源 身替農道等整備事業 費	45,700,000	45,700,000
北海道海岸事業費		揮発油税等財源離島道路 整備事業費	551,000,000	551,000,000
北海道大型魚種設置事業 費		揮発油税等財源離島道路 整備事業費	1,894,000,000	1,894,000,000
北海道都市計画事業費		揮発油税等財源離島道路 整備事業費	4,892,962,000	4,892,962,000
北海道空港整備事業費		水資源開発事業費		
北海道離島簡易水道施設 整備費		計		
北海道離島電気導入事業 費		(組織) 科学技術庁	(項) 科学技術振興費	113,135,000
北海道開発事業附帯事務 費		科学技術振興費	17,645,000	17,645,000
北海道開発事業工事諸費		特別研究促進調整費	95,000,000	95,000,000
計		潜水調査船建造費	266,000	266,000
(組織) 防衛本庁		原子力平和利用研究促進 費	77,019,000	77,019,000
(項) 防衛本庁		国立機関原子力試験研究 費	85,327,000	85,327,000
航空機購入費		放射能調査研究費	16,913,000	16,913,000
施設整備費		航空宇宙技術研究所	173,662,000	173,662,000
艦船建造費		金属材料技術研究所	80,198,000	80,198,000
昭和39年度甲Ⅱ型警備艦 建造費		放射線医学総合研究所	118,354,000	118,354,000
昭和40年度甲Ⅱ型警備艦 建造費		国立防災科学技術セ ンター	21,708,000	21,708,000
昭和40年度潜水艦建造費		宇宙開発推進本部	5,070,000	5,070,000
昭和41年度甲型警備艦建 造費		宇宙開発推進本部	4,752,000	4,752,000
昭和41年度甲Ⅱ型警備艦 建造費		科学技術振興出資 計	1,970,000,000	1,970,000,000
施設整備等附帯事務費		総計	2,779,049,000	2,779,049,000
計		総計	160,089,868,000	160,089,868,000
(組織) 防衛施設庁		(組織) 法務省	(項) 法務省	902,244,000
(項) 防衛施設庁		法務省	15,271,000	15,271,000
調達労務管理事務費		法務省	22,492,000	22,492,000
施設運営等関連諸費		法務省	632,600,000	632,600,000
相互防衛援助協定交付金		法務省		

計		法務省所管合計		外務省所管	
(組織) 法務総合研究所	1,572,807,000	(組織) 外務本省	8,903,723,000		
(項) 法務総合研究所 国連犯罪防止アジア地域 研修協力費	26,846,000	(項) 海外業務	705,169,000		
(組織) 計	6,020,000	(項) 海外經濟技術協力費	479,643,000		
(組織) 法務局	32,866,000	(項) 国際分担金其他諸費	1,958,855,000		
(項) 法務局費	1,015,025,000	(項) 移住振興費	232,983,000		
(組織) 登記	147,707,000	(項) 計	485,000		
(組織) 計	1,162,732,000	(組織) 在在外公館	3,377,085,000		
(組織) 檢察官署費	1,404,434,000	(項) 在在外公館計	2,813,528,000		
(項) 檢察官署費	179,465,000	(項) 在外省所管合計	6,180,613,000		
(組織) 計	1,583,900,000				
(組織) 矯正官署	58,886,000	(組織) 大蔵本省	809,342,000		
(項) 矯正官署費	1,979,993,000	(項) 大蔵本省	301,235,000		
(組織) 刑務所業務	645,796,000	(項) 国家公務員共済組合連合 会等助成費	19,954,838,000		
(組織) 刑務所業務	379,560,000	(項) 国公務員宿舍施設費	450,000,000		
(項) 刑務所業務	304,128,000	(項) 国政府出資金	2,800,000,000		
(組織) 少年鑑別院	126,219,000	(項) 海運業再建整備日本開港 銀行交付金	1,336,000,000		
(項) 少年鑑別院	136,152,000	(項) 特殊対外債務処理費	3,825,515,000		
(組織) 少年鑑別院	34,568,000	(項) 産業投資特別会計へ繰入 予備費	37,000,000,000		
(項) 少年鑑別院	9,883,000	(項) 計	5,000,000,000		
(組織) 婦人補導院	2,308,000		71,476,930,000		
(項) 婦人補導院	3,676,993,000				
(組織) 更生保護官署	153,320,000	(組織) 財務局	972,007,000		
(項) 更生保護官署費	164,272,000	(項) 財務局			
(組織) 計	317,592,000	(組織) 税関	973,043,000		
(組織) 地方入国管理官署	151,794,000	(項) 税関	8,182,765,000		
(項) 地方入国管理官署費	11,232,000	(組織) 税務官署	87,741,000		
(組織) 計	163,026,000	(項) 税務官署費	7,606,000		
(組織) 公安調査委員会	2,291,000	(項) 酒税	462,500,000		
(項) 公安調査委員会	391,716,000	(項) 酒税	8,690,612,000		
(組織) 公安調査委員会		(項) 酒税	82,117,592,000		
(項) 公安調査委員会		(項) 酒税			

文 部 省 所 管			厚 生 省 所 管		
(組 織)	(項)		(組 織)	(項)	
文 部 省	文 部 省 本 省 費	470,506,000	文 化 財 保 護 委 員 會	文 化 財 保 護 委 員 會	80,862,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	37,302,000	文 化 財 保 存 事 業 費	文 化 財 保 存 事 業 費	133,661,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	90,000,000	国 立 博 物 館	国 立 博 物 館	65,771,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	35,876,000,000	国 立 文 化 財 研 究 所	国 立 文 化 財 研 究 所	26,629,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	229,607,000	国 立 博 物 館 施 設 費	国 立 博 物 館 施 設 費	49,850,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	2,388,372,000	計	計	356,773,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	97,662,000	文 部 省 所 管 合 計	文 部 省 所 管 合 計	74,267,750,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	1,343,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	1,405,359,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	95,594,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	10,752,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	2,708,097,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	1,125,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	298,471,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	73,992,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	29,865,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	8,338,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	190,051,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	694,669,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	57,350,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	5,663,647,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	618,991,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	467,321,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	3,040,947,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	3,682,527,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	33,300,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	1,688,986,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	18,243,405,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	982,499,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	9,115,700,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	50,500,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	73,628,163,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	28,057,290,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	15,075,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	206,281,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	16,148,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	1,362,181,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	26,350,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	57,959,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	17,353,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	306,759,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	15,627,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	30,000,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	3,229,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	4,536,412,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	10,564,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	94,587,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	13,539,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	54,000,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	18,802,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	1,080,604,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	17,469,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	7,812,045,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	4,917,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	5,000,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	21,964,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	25,203,453,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	30,943,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	20,463,760,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	75,834,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	2,066,404,000
文 部 省	文 部 省 本 省 費	287,814,000	厚 生 省 所 管	厚 生 省 所 管	106,016,445,000

(組織)	厚生省試験研究機関	
(項)	人口問題衆衛生研究所	7,796,000
	国立公衆衛生研究所	89,559,000
	国立精神衛生研究所	8,672,000
	国立栄養衛生研究所	11,254,000
	国立予防衛生研究所	88,494,000
	血清其他製造及検定所	19,080,000
	国立らい病研究所	6,214,000
	病院管理生理研究所	3,989,000
	国立衛生等試験所	43,194,000
	医薬品等検査所	6,755,000
	計	229,957,000
(組織)	検疫所	
(項)	検疫所	102,323,000
(組織)	国立療養所	
(項)	国立療養所経営費	3,977,168,000
	国立らい療養所経営費	467,985,000
	国立療養所看護婦養成費	57,815,000
	国立療養所施設費	576,000,000
	計	5,077,968,000
(組織)	国立更生明養所	
(項)	国立光養所	28,439,000
	国立身体障害者更生指導所	18,298,000
	国立保養所	14,220,000
	国立ろうあ者更生指導所	7,556,000
	国立立教護院	15,702,000
	国立精神薄弱児童護院	8,229,000
	計	92,444,000
(組織)	地方医務局	
(項)	地方医務局	29,356,000
(組織)	麻薬取締官事務所	
(項)	麻薬取締官事務所	29,338,000
	厚生省管	111,577,831,000
(組織)	農林本省	
(項)	農林本省	1,006,800,000
	中央卸売市場施設整備費	130,000,000

農業保險費	1,665,004,000
農林漁業統計調查費	37,804,000
農業振興費	261,868,000
へき地農山漁村電氣導入事業費	64,997,000
農業構造改善対策費	3,230,996,000
農業改良普及事業費補助費	705,335,000
開拓者助成費	31,827,000
自作減創設備補助成費	43,768,000
畜産振興費	1,950,571,000
家畜伝染病予防費補助費	108,040,000
蚕糸振興費	40,202,000
蚕業振興費	23,194,000
風土改良事業費	1,402,000
干拓改良事業費	12,181,700,000
農土地開墾事業費	3,020,000,000
農林漁業用揮発油税財源身替費	3,291,200,000
海岸事業費	884,000,000
農業施設災害関連事業費	300,400,000
農業施設災害復旧事業費	487,453,000
農業施設災害復旧事業費	5,614,952,000
鉱害復旧事業費	371,361,000
土地改良事業等附帯事務費	26,812,000
計	35,544,746,000
(組織) 農林水産技術会議	
(項) 農林水産技術会議	22,977,000
農林水産業技術振興費	188,128,000
計	211,105,000
(組織) 農林本省試験研究機関	
(項) 農業技術研究所	79,354,000
農業事業試験場	48,402,000
畜産試験場	59,390,000
園芸試験場	43,824,000
茶業試験場	18,352,000
農業土壌試験場	24,650,000
農業試験場	272,431,000
農業総合研究所	19,454,000

項目	金額
(組織) 農林本省検査指導機關	128,367,000
(項) 肥飼料検査所	67,868,000
(項) 農藥品検査所	3,601,000
(項) 輸出入物品検査所	26,002,000
(項) 生物医薬品検査所	6,826,000
(項) 動物防疫検査所	793,521,000
(項) 植物防疫検査所	18,391,000
(項) 牧畜物防疫検査所	5,220,000
(項) 計	38,453,000
(項) 地方農業事務所	84,413,000
(項) 土地事業工務局	12,091,000
(項) 計	62,726,000
(項) 地方農業事務所	16,313,000
(項) 土地事業工務局	283,384,000
(項) 計	520,991,000
(組織) 統計調査事務所	263,302,000
(項) 統計調査事務所	250,600,000
(項) 食糧安定対策費	513,902,000
(項) 砂糖安定期間保護対策費	1,473,793,000
(項) 計	38,865,000
(組織) 通商産業省管	406,789,000
(項) 通商産業統計調査費	740,000
(項) 貿易振興及経済協力費	441,394,000
(項) 工業用水道事業費	40,980,000
(項) 纖維工業構造改善対策費	724,204,000
(項) 地下資源開採費	3,876,900,000
(項) 石炭鉱業特別対策費	1,069,300,000
(項) 産炭地域振興対策費	1,405,400,000
(項) 鉱害復旧事業費	141,100,000
(項) 計	111,600,000
(組織) 通商産業本省検査機関	39,503,000
(項) 工業品検査所	383,810,000
(項) 山林事業附帯事務費	2,900,000
(項) 山林事業試験場	146,111,000
(項) 計	7,941,808,000
(組織) 水産庁	83,250,000
(項) 漁業調査取締費	237,632,000
(項) 漁港施設費	275,937,000
(項) 漁船建造費	1,244,200,000
(項) 漁業用燃料費	118,800,000
(項) 漁業関係道路整備事業費	371,900,000
(項) 海岸警備隊置事業費	67,968,000
(項) 大型船舶設置事業費	16,066,000
(項) 漁港施設災害復旧事業費	371,540,000
(項) 漁港整備事業附帯事務費	1,160,000
(項) 水産研究所	119,632,000
(項) 水産研究所	2,282,000
(項) 水産研究所	3,818,000
(項) 北海道人魚大沖化場	48,002,000
(項) 計	32,136,000
(組織) 通商産業省管	3,004,323,000
(項) 通商産業統計調査費	50,450,563,000
(項) 貿易振興及経済協力費	654,983,000
(項) 工業用水道事業費	36,746,000
(項) 纖維工業構造改善対策費	1,445,516,000
(項) 地下資源開採費	1,198,400,000
(項) 石炭鉱業特別対策費	78,564,000
(項) 産炭地域振興対策費	150,662,000
(項) 鉱害復旧事業費	459,489,000
(項) 計	1,284,000
(組織) 通商産業本省検査機関	143,753,000
(項) 工業品検査所	4,174,402,000
(項) 計	45,091,000

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(二) 昭和四十二年度一般会計暫定予算

(項) 氣象研究所	1,110,771,000	勞働統計調査費	31,131,000
運輸省管合計	38,263,000	(組) 職業安定官署	584,425,000
(項) 郵政省	1,149,034,000	(項) 職業安定官署	1,247,204,000
(組) 郵政省	22,746,291,000	炭鉱離職者援護対策費	165,000
(項) 郵政省	112,831,000	勞働省管合計	1,247,369,000
(項) 郵政省	42,503,000	(組) 建設省	17,630,433,000
(組) 郵政省	155,334,000	(項) 建設省	426,605,000
(項) 郵政省	92,105,000	(組) 建設省	10,893,647,000
(項) 電力研究所	271,652,000	(項) 建設省	60,180,000
(組) 電力研究所	519,091,000	(項) 建設省	2,655,541,000
(項) 電力研究所	839,281,000	(組) 建設省	962,700,000
(項) 電力研究所	26,680,000	(項) 建設省	21,588,300,000
(組) 電力研究所	165,561,000	(項) 建設省	57,730,000,000
(項) 電力研究所	4,631,000,000	(項) 建設省	16,043,700,000
(組) 電力研究所	1,080,601,000	(項) 建設省	3,796,000,000
(項) 電力研究所	447,967,000	(項) 建設省	1,944,663,000
(組) 電力研究所	236,000,000	(項) 建設省	17,578,850,000
(項) 電力研究所	822,882,000	(項) 建設省	14,109,000
(組) 電力研究所	40,000,000	(項) 建設省	235,866,000
(項) 電力研究所	7,417,000,000	(項) 建設省	123,742,000
(組) 電力研究所	15,706,922,000	(項) 建設省	19,304,000
(項) 電力研究所	8,495,000	(項) 建設省	54,086,000
(組) 電力研究所	7,070,000	(項) 建設省	134,137,243,000
(項) 電力研究所	15,565,000	(項) 建設省	252,023,000
(組) 電力研究所	38,511,000	(項) 建設省	1,833,000
(項) 電力研究所	37,641,000	(項) 建設省	253,856,000
(組) 電力研究所	553,294,000	(項) 建設省	52,792,000
(項) 電力研究所		(項) 建設省	35,821,000
(組) 電力研究所		(項) 建設省	88,613,000
(項) 電力研究所		(項) 建設省	390,464,000

昭和四十二年度特別会計暫定予算
右
国会に提出する。
昭和四十二年三月二十日

昭和42年度特別会計暫定予算
予算総則

大藏省所管

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

(歳入歳出暫定予算の内訳)

第4条 各特別会計の歳入歳出暫定予算の内訳として、「歳入歳出暫定予算予定計算書」は、別に添附する。

(各特別会計における借入金の限度額)

第5条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄のとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 額
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」第8条の2第2項	800,000,000 円
特定土地改良工事	「特定土地改良工事特別会計法」第14条第2項	2,000,000,000

(一時借入金等の最高額)

第6条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金(国庫余裕金の繰替使用に関する法律)第1条の規定によるものを含むものの最高額は、それぞれ右欄のとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	最 高 額
外 国 為 替 資 金	「外国為替資金特別会計法」第4条第2項	400,000,000,000 円
国 立 病 院	「国立病院特別会計法」第9条第3項	1,000,000,000

2 食糧管理特別会計における「食糧管理特別会計法」第4条ノ2の規定による証券、借入金及び一時借入金の最高額は、520,000,000,000円とする。

第7条 次の表の左欄に掲げる各特別会計において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ右欄に掲げる経費の支出に充てることができる。

特 別 会 計	要 件	経 費
1 国債整理基金	借入金、一時借入金又は短期証券の償還金、利子及び割引料の支出に充てられたる他会計からの受入金の増加	債務償還費、利子及び割引料に必要な経費
2 地震再保険	再保険金支払いに必要な借入金その他の収入の増加	再保険金支払いに必要な経費

2 食糧管理特別会計の各勘定において、次の各号に該当する場合においては、当該各号に掲げる措置をすることができる。

- (1) 国内米管理勘定又は国内米管理勘定において、国内米又は国内米の買入数量が予算において予定した数量に比して著しく増加するため、国内米買入費若しくは国内米管理費又は国内米買入費若しくは国内米管理費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
 - (2) 調整勘定において、国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費に不足を生ずるとき。その不足額を限度とする当該経費の増額
- 3 前各項の規定により経費の支出をする場合においては、「財政法」第35条第2項、第3項本文及び第4項の規定の例による。

(予算の移用)

第8条 「財政法」第38条第1項ただし書の規定により、各特別会計において移用することができる場合は、第1表及び第2表に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第1表 特別会計の一部の勘定の間の移用

特 別 会 計	勘 定	移 用 可 能 な 項
治 水	治 水	北海道河川事業費、北海道河川総合開発事業費、北海道砂防事業費、北海道建設機械整備費の各項

第2表 特別会計の一部の項の間の移用

特 別 会 計	移 用 可 能 な 項
道 路 整 備	北海道道路事業費、北海道街路事業費、北海道建設機械整備費の各項

(保険契約の限度額)

第9条 次の表の左欄に掲げる各特別会計の中欄に掲げる法律の規定による保険契約(再保険契約を含む)の金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特 別 会 計	根 拠 規 定	限 度 額
地震再保険	「地震保険に関する法律」第3条第3項	1回の地震等により支払うべき再保険金の総額 270,000,000,000 円

中小漁業融資保証保険	「中小漁業融資保証法」第70条第4項	保険価額の総額	17,500,000,000
輸 出 保 険	「輸出保険法」第1条の7	次の各保険ごとの保険金額の総額	
		普通輸出保険	200,000,000,000
		輸出代金保険	116,700,000,000
		輸出手形保険の保険契約に基づいて成立する保険関係	82,500,000,000
		輸出金融保険の保険契約に基づいて成立する保険関係	700,000,000
		委託販売輸出保険	400,000,000
		海外広告保険	400,000,000
		海外投資元本保険	2,200,000,000
		海外投資利益保険	200,000,000
機械類賦払信用保険	「機械類賦払信用保険法」第7条	保険金額の総額	6,700,000,000

(郵政事業特別会計の作業資産保有の最高額)
 第10条 郵政事業特別会計において、「郵政事業特別会計法」第15条の規定により同会計に属する現金をもつて事業に必要な作業資産を保有する最高額は、1,200,000,000円とする。

甲号 歳入歳出暫定予算	大 蔵 省 所 管	造 幣 局
(款) 補助貸借回収準備資金より受入		1,159,965,000 円
(項) 補助貸借回収準備資金より受入		1,159,965,000
(款) 事業収入		7,679,000
(項) 事業収入		7,679,000
(款) 雑収入		10,756,000
(項) 雑収入		10,756,000
(項) 雑収入合計		1,178,400,000
(項) 事業費印刷局出		1,178,400,000
(款) 事業収入		2,567,889,000

(項) 事業収入	2,567,889,000
(項) 雑収入	40,027,000
(項) 雑収入合計	40,027,000
(項) 事業費	2,607,916,000
(項) 事業費	1,973,495,000
(項) 資金運用部入	
(項) 資金運用収入	32,432,994,000
(項) 資金運用収入	32,432,994,000
(項) 雑収入	1,000
(項) 雑収入合計	32,432,995,000
(項) 事業費	78,077,000
(項) 事業費	39,751,221,000
(項) 雑収入	5,000,000
(項) 雑収入合計	39,834,298,000
(項) 他会計より受入	693,579,674,000
(項) 他会計より受入	693,579,674,000
(項) 国債整理基金支出	693,579,674,000
(項) 前年度剰余金受入	45,451,000
(項) 前年度剰余金受入	45,451,000
(項) 雑収入	36,000
(項) 雑収入	45,487,000
(項) 資金買入費	45,225,000
(項) 資金買入費	262,000
(項) 雑収入合計	45,487,000
(項) 運用収入	2,560,782,000

(項) 運用収入	2,560,782,000	(項) 雑収入	1,000
(款) 雑収入	17,000	(項) 官庁庁舎等売却収入	198,608,000
(項) 雑収入	2,560,799,000	(項) 官庁庁舎等売却収入	198,608,000
(項) 事務取扱費	21,257,000	(項) 前年度剰余金受入	1,243,520,000
(項) 事務取扱費	808,384,000	(項) 雑収入	25,008,000
(項) 事務取扱費	3,045,502,000	(項) 雑収入	1,467,136,000
(項) 事務取扱費	4,475,143,000	(項) 再保険料収入	73,178,000
(項) 雑収入	632,428,000	(項) 再保険料収入	73,178,000
(項) 雑収入	332,000,000	(項) 他会計より受入	1,764,549,000
(項) 雑収入	300,428,000	(項) 前年度剰余金受入	435,551,000
(項) 雑収入	87,000,000,000	(項) 前年度剰余金受入	2,200,100,000
(項) 前年度剰余金受入	37,000,000,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	2,200,100,000
(項) 前年度剰余金受入	446,174,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	446,174,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	2,200,100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	38,078,603,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	2,200,100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	37,000,000,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,415,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	997,188,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	80,000,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	38,078,603,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	778,842,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	778,842,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	1,000	(項) 賠償等特殊債務処理費	100,000
(項) 雑収入	403,893,000	(項) 賠償等特殊	

大蔵省及び自治省所管

交付税及び譲与税配付金

入

(数) 他会計より受入 245,677,097,000

(項) 一般会計より受入 245,677,097,000

(数) 租 5,799,000,000

(項) 地方道路税 4,812,000,000

(数) 石油ガスト 724,000,000

(項) 特別入 763,000,000

(数) 前年度剰余金受入 167,851,000

(項) 前年度剰余金受入 167,851,000

(数) 入 251,643,948,000

出

(項) 地方交付税交付金 209,645,042,000

(数) 諸支出金 10,000

(項) 国債整理基金特別会計へ繰入 36,094,384,000

(数) 出 245,739,436,000

(項) 文部省所管 計

(数) 国立学校入 27,359,105,000

(項) 他会計より受入 27,359,105,000

(数) 附一属病院収入 3,826,988,000

(項) 附一属病院収入 3,826,988,000

(数) 授業料及入学検定料 938,852,000

(項) 授業料及入学検定料 938,852,000

(数) 学校財産処分収入 12,500,000

(項) 学校財産処分収入 12,500,000

(数) 雑収入 280,507,000

(項) 雑収入 280,507,000

(数) 入 32,417,952,000

(項) 国立学校 15,858,344,000

(数) 大学附属病院 4,319,622,000

(項) 大学附属研究 3,111,786,000

(数) 施設整備費 9,128,200,000

(項) 施設整備費 9,128,200,000

(数) 出 32,417,952,000

(項) 国立学校 15,858,344,000

(数) 大学附属病院 4,319,622,000

(項) 大学附属研究 3,111,786,000

(数) 施設整備費 9,128,200,000

(項) 施設整備費 9,128,200,000

厚生省所管

健康勘定

入

(数) 保険料収入 21,727,751,000

(項) 保険料収入 21,727,751,000

(数) 一般会計より受入 19,227,751,000

(項) 一般会計より受入 19,227,751,000

(数) 借入金 2,500,000,000

(項) 借入金 2,500,000,000

(数) 雑収入 80,687,432,000

(項) 雑収入 80,687,432,000

(数) 入 48,651,000

(項) 入 48,651,000

(数) 出 102,463,384,000

(項) 出 102,463,384,000

(数) 保険給付費 57,053,423,000

(項) 保険給付費 57,053,423,000

(数) 健康施設費等業務勘定へ繰入 19,103,000

(項) 健康施設費等業務勘定へ繰入 19,103,000

(数) 借入金 80,687,432,000

(項) 借入金 80,687,432,000

(数) 諸予出 895,079,000

(項) 諸予出 895,079,000

(数) 入 1,000,000,000

(項) 入 1,000,000,000

(数) 出 139,655,097,000

(項) 出 139,655,097,000

(数) 保険料収入 1,756,550,000

(項) 保険料収入 1,756,550,000

(数) 一般会計より受入 887,916,000

(項) 一般会計より受入 887,916,000

(数) 借入金 868,634,000

(項) 借入金 868,634,000

(数) 雑収入 31,925,972,000

(項) 雑収入 31,925,972,000

(数) 入 6,391,000

(項) 入 6,391,000

(数) 雑収入 33,688,913,000

(項) 雑収入 33,688,913,000

(数) 出 2,213,648,000

(項) 出 2,213,648,000

[illegible]

一三九

			歳入		
(項) 国内	歳入	4,797,144,000	(項) 輸入飼料	歳入	22,189,320,000
(款) 雑	歳入	1,928,000	(項) 輸入飼料管理費	歳入	181,557,000
(項) 雑	歳入	4,799,072,000	(項) 返還金等他勘定へ繰入	歳入	128,305,000
			(項) 雑	歳入	22,499,182,000
(項) 国内	歳入	50,433,000	歳入		
(項) 国内	歳入	385,825,000			
(項) 返還金等他勘定へ繰入	歳入	160,915,000			
(項) 雑	歳入	597,173,000			
			歳入		
(項) 輸入飼料	歳入	27,656,674,000	(項) 他勘定より受入	歳入	4,273,537,000
(項) 輸入飼料管理費	歳入	27,656,674,000	(項) 他勘定より受入	歳入	4,273,537,000
(項) 輸入飼料管理費	歳入	312,000,000	(項) 検査印紙収入	歳入	7,000,000
(項) 雑	歳入	187,585,000	(項) 雑	歳入	7,271,000
(項) 雑	歳入	187,585,000	(項) 雑	歳入	7,271,000
(項) 雑	歳入	28,156,269,000	(項) 雑	歳入	4,287,808,000
			歳入		
(項) 輸入飼料	歳入	66,350,557,000	(項) 事業	歳入	4,264,488,000
(項) 輸入飼料管理費	歳入	751,311,000	(項) サイロ及倉庫運営費	歳入	23,320,000
(項) 返還金等他勘定へ繰入	歳入	594,813,000	(項) 雑	歳入	4,287,808,000
(項) 雑	歳入	67,696,711,000	歳入		
(項) 雑	歳入	2,000	(項) 国債整理基金特別会計へ繰入	歳入	517,807,326,000
(項) 雑	歳入	2,000	歳入		
(項) 農業	歳入	6,726,000	歳入		
(項) 返還金等他勘定へ繰入	歳入	1,890,000			
(項) 雑	歳入	8,616,000			
			歳入		
(項) 輸入飼料	歳入	7,677,578,000	(項) 農業共済再保険金支払基金	歳入	1,018,000
(項) 輸入飼料管理費	歳入	7,677,578,000	(項) 前年度繰越資金受入	歳入	1,018,000
(項) 雑	歳入	3,961,000	(項) 農業共済再保険金支払基金	歳入	428,237,000
(項) 雑	歳入	3,961,000	(項) 一般会計より受入	歳入	428,237,000
(項) 雑	歳入	7,681,589,000	(項) 雑	歳入	745,000
			(項) 雑	歳入	745,000
			(項) 雑	歳入	428,982,000
			(項) 雑	歳入	114,050,000
			(項) 雑	歳入	314,932,000

歳出	合計	423,982,000	一般会計より受入 前年度繰越資金受入	84,900,000
(歳) 家畜再保険収入		225,362,000	(歳) 雑収入	112,000,000
(項) 家畜再保険収入		68,876,000	(項) 雑収入	2,200,000
(項) 一般会計より受入		139,486,000	(項) 雑収入	481,821,000
(項) 前年度繰越資金受入		17,000,000	(項) 漁船再保険振興費	475,218,000
(歳) 雑収入		438,000	(項) 漁船再保険振興費	6,608,000
(項) 雑収入		438,000	(歳) 特別保険勘定	481,821,000
(歳) 家畜再保険勘定		225,800,000		
(項) 家畜再保険勘定		225,800,000		
(歳) 他会計より受入		29,094,000	(歳) 漁船特別再保険収入	30,500,000
(項) 他会計より受入		29,094,000	(項) 漁船特別再保険収入	12,100,000
(歳) 雑収入		12,000	(項) 前年度繰越資金受入	18,400,000
(項) 雑収入		12,000	(歳) 雑収入	10,000
(歳) 農業共済再保険業務費		29,106,000	(項) 雑収入	30,510,000
(項) 農業共済再保険業務費		29,106,000	(項) 漁船特別再保険勘定	30,510,000
(歳) 森林保険収入		75,100,000		
(項) 森林保険収入		56,700,000	(歳) 給与再保険収入	5,090,000
(歳) 前年度繰越資金受入		18,400,000	(項) 給与再保険収入	3,790,000
(歳) 雑収入		16,000	(項) 前年度繰越資金受入	1,300,000
(項) 雑収入		16,000	(歳) 業務給与再保険勘定	5,090,000
(歳) 森林林業組合収入		75,116,000		
(項) 森林林業組合収入		39,960,000	(歳) 漁船再保険業務収入	6,765,000
(歳) 森林林業組合収入		35,156,000	(項) 漁船再保険業務収入	6,765,000
(歳) 森林林業組合収入		75,116,000	(項) 一般会計より受入	6,765,000
(歳) 普通保険勘定			(歳) 業務取扱い費	6,765,000
(項) 普通保険勘定			(項) 業務取扱い費	
(歳) 漁船再保険収入		479,621,000	(歳) 自作農創設特別措置収入	7,540,000
(項) 漁船再保険収入		382,721,000	(項) 自作農創設特別措置収入	4,000,000
			(歳) 自作農創設特別措置収入	3,540,000
			(項) 自作農創設特別措置収入	630,000

		(項) 雑 収 入		(款) 特別積立金引当資金より受入	
		(項) 前年度剰余金受入		(項) 特別積立金引当資金より受入	
歳入 合 計		50,000,000		980,000,000	
歳入 合 計		58,170,000		19,280,304,000	
(項) 自作農創設事務費		6,170,000		(項) 国有林野事業費	
農地等買入金		52,000,000		国有林野治山事業費	
歳出 合 計		58,170,000		林業振興費等財源一般会計へ繰入	
				予 備 費	
開拓者資金融通				歳出 合 計	
(款) 債 通 金 収 入		28,720,000		歳 入	
(項) 債 通 金 収 入		28,720,000		(款) 他会計より受入	
(項) 雑 収 入		500,000		(項) 一般会計より受入	
(項) 雑 収 入		500,000		(款) 地方公共団体工事費負担金収入	
(項) 前年度剰余金受入		300,000,000		(項) 地方公共団体工事費負担金収入	
(項) 前年度剰余金受入		300,000,000		(項) 雑 収 入	
歳入 合 計		329,220,000		(項) 雑 収 入	
歳 出		29,220,000		(項) 前年度剰余金受入	
(項) 開拓者資金融通事務費		29,220,000		(項) 前年度剰余金受入	
開拓者資金貸付金		300,000,000		(項) 予 備 収 入	
歳出 合 計		329,220,000		(項) 予 備 収 入	
国有林野事業勘定				歳入 合 計	
国有林野事業				歳 出	
(款) 国有林野事業収入		18,300,304,000		(項) 治山事業費	
(項) 業 務 収 入		17,266,980,000		北海道治山事業費	
林 野 完 払 代 入		452,312,000		離島治山事業費	
歳 収		581,012,000			

(外 台) 附

特別失業対策事業費			21,600,000	
治山事業工事諸費			9,800,000	
予備費			50,000,000	
歳出	合計		4,778,800,000	
歳入				
(款) 雑収	入	627,000		
(項) 雑収	入	627,000		
(款) 前年度剰余金受入		3,760,197,000		
(項) 前年度剰余金受入		3,760,197,000		
歳入	合計	3,760,824,000		
歳出				
(項) 生糸買入費	入	3,741,000,000		
(項) 生糸管理費	入	2,771,000		
(項) 糸価安定事務費	入	7,053,000		
(項) 予備費	入	10,000,000		
歳出	合計	3,760,824,000		
中小漁業融資保証保険				
歳入				
(款) 保険料収入	入	30,900,000		
(項) 保険料収入	入	30,900,000		
(款) 回収金収入	入	10,500,000		
(項) 回収金収入	入	10,500,000		
(款) 雑収	入	170,000		
(項) 雑収	入	170,000		
(款) 前年度剰余金受入		10,000,000		
(項) 前年度剰余金受入		10,000,000		
歳入	合計	51,570,000		
歳出				
(項) 保険金			44,550,000	
(項) 賠償償還及払戻金			3,090,000	
(項) 事務取扱費			1,980,000	
(項) 委託手数料			1,950,000	
歳出	合計	51,570,000		
特定土地改良工事				
歳入				
(款) 他会計より受入	入	4,895,500,000		
(項) 一般会計より受入	入	4,895,500,000		
(款) 借入金	入	1,902,773,000		
(項) 借入金	入	1,902,773,000		
(款) 土地改良事業費負担金等	入	5,600,000		
(項) 土地改良事業費負担金等	入	5,600,000		
(項) 土地改良事業費負担金	入	5,000,000		
(項) 他用途転売等収入	入	600,000		
(款) 雑収	入	2,000,000		
(項) 雑収	入	2,000,000		
歳入	合計	6,805,873,000		
歳出				
(項) 土地改良事業費	入	6,478,373,000		
(項) 土地改良事業工事諸費	入	320,500,000		
歳出	合計	6,798,873,000		
アールコール専売事業				
歳入				
(款) アールコール事業収入	入	1,150,508,000		
(項) アールコール事業収入	入	1,150,508,000		
(款) 雑収	入	3,184,000		
(項) 雑収	入	3,184,000		
歳入	合計	3,184,000		
歳出				

歳入合計	1,153,693,000	歳出	38,569,000
(項) アルコール事業費	1,028,613,000	歳入合計	197,475,000
輸出保険		歳出	
(歳) 保険料収入	570,806,000	(項) 保険取扱費	124,084,000
(項) 保険料収入		事務取扱費	3,441,000
(歳) 運用収入	1,781,000	雑収入	70,000,000
(項) 運用収入		歳出合計	197,475,000
(歳) 雑収入	127,050,000	中小企業高度化資金融通	
(項) 雑収入		歳入	
(歳) 前年度剰余金受入	3,222,037,000	(歳) 他会計より受入	600,000,000
(項) 前年度剰余金受入		(項) 一般会計より受入	600,000,000
歳入合計	3,921,774,000	歳出	
輸出		(項) 高度化資金貸付金	600,000,000
(項) 保険取扱費	1,886,688,000	運輸省所管	
事務取扱費	35,091,000	木船再保険	
雑収入	2,000,000,000	歳入	
歳出合計	3,921,774,000	(歳) 他会計より受入	734,000
機械類賦払信用保険		(項) 一般会計より受入	734,000
歳入		(歳) 雑収入	1,446,000
(歳) 保険料収入	33,316,000	(項) 雑収入	1,446,000
(項) 保険料収入		(歳) 前年度剰余金受入	92,319,000
(歳) 他会計より受入	50,000,000	(項) 前年度剰余金受入	92,319,000
(項) 一般会計より受入		歳入合計	94,498,000
(歳) 雑収入	75,590,000	歳出	
(項) 雑収入		(項) 再保険費	27,224,000
(歳) 前年度剰余金受入	38,569,000	利益還付金	38,624,000
		業務費	957,000
		雑費	32,694,000

自動車損害賠償責任再保険

歳出合計		94,499,000	業務勘定		歳入
保険勘定	再保険料収入	6,488,638,000	(款) 他会計より受入		17,801,000
	(項) 再保険料収入	6,488,638,000	(項) 一般会計より受入		17,801,000
	(款) 雑収入	1,194,000	(款) 雑収入	2,000	
	(項) 雑収入	1,194,000	(項) 雑収入	10,000	
	(款) 前年度剰余金受入	9,214,705,000	(款) 前年度剰余金受入	10,000	
(項) 前年度剰余金受入		9,214,705,000	(項) 前年度剰余金受入		17,813,000
歳入合計		15,704,537,000	歳入合計		17,813,000
再保険費	再保険費	5,419,238,000	(項) 業務取扱費		17,686,000
	(項) 再保険費	5,419,238,000	予備費	127,000	
	歳出合計	10,285,299,000	歳出合計		17,813,000
歳入合計		15,704,537,000	港灣整備勘定		
保障勘定	保障事業収入	114,897,000	(款) 他会計より受入		12,145,700,000
	(項) 保障事業収入	114,897,000	(項) 一般会計より受入		12,145,700,000
	(款) 雑収入	9,513,000	(款) 他勘定より受入	11,900,000	
(項) 雑収入		9,513,000	(項) 特定港灣施設工事勘定より受入		11,900,000
(款) 前年度剰余金受入		730,504,000	(款) 港灣管理者工事費負担金		2,055,239,000
(項) 前年度剰余金受入		730,504,000	(項) 港灣管理者工事費負担金		2,055,239,000
歳入合計		854,914,000	(款) 受託工事納付金収入		110,000,000
(項) 保障準備費		200,050,000	(項) 受託工事納付金収入		721,381,000
歳出合計		854,914,000	(款) 前年度剰余金受入		721,381,000
			(項) 前年度剰余金受入		25,000,000

歳 出		歳 入	
(項) 業務外支出	43,575,852,000	郵政事業特別会計へ繰入	
業務外其他建設費	15,471,849,000	簡易保険郵便年金福祉事業団出資金	
予備費	3,222,119,000	簡易保険郵便年金福祉事業団交付金	
歳出合計	500,000,000	歳 出 合 計	
	62,769,320,000	歳 入 合 計	
郵便貯金		歳 入	
(款) 事業収入	34,277,887,000	(款) 掛金収入	219,563,000
(項) 利息収入	34,140,167,000	(項) 掛金収入	219,563,000
雑収入	137,720,000	(款) 運用収入	224,502,000
歳出	24,445,325,000	(項) 運用収入	224,502,000
(項) 支払利息	7,836,600,000	(款) 雑収入	477,000
郵政事業特別会計へ繰入	500,000,000	(項) 雑収入	477,000
予備費	32,781,925,000	歳入合計	454,542,000
歳出合計		歳 出	
簡易生命保険及郵便年金		歳 入	
保険勘定		(項) 年金	370,431,000
(款) 保険料収入	48,513,883,000	郵政事業特別会計へ繰入	44,000,000
(項) 保険料収入	48,513,883,000	簡易保険郵便年金福祉事業団出資金	6,146,000
(款) 運用収入	14,058,887,000	簡易保険郵便年金福祉事業団交付金	5,021,000
(項) 運用収入	14,058,887,000	予備費	1,500,000
(款) 雑収入	15,922,000	歳 出 合 計	427,098,000
(項) 雑収入	15,922,000	労働者災害補償保険	
歳入合計	62,588,592,000	歳 入	28,371,720,000
(項) 保険費	30,364,897,000	(款) 保険料収入	25,371,720,000
		(項) 保険料収入	25,371,720,000
		支払準備金受入	3,000,000,000

(歳) 雑 収 入			(歳) 雑 収 入		
(項) 雑 入	合 計	入	(項) 雑 入	合 計	入
歳		119,413,000	歳		97,810,700,000
		28,491,133,000			97,810,700,000
(項) 保 險 料 返 還 金		11,261,452,000	(項) 他 会 計 より 受 入		7,124,600,000
保 險 料 返 還 金		357,353,000	(項) 一 般 会 計 より 受 入		7,124,600,000
業 務 取 扱 設 置 費		772,891,000	(項) 地方公共団体工事費負担金収入		7,124,600,000
保 險 予 備 費		188,859,000	(項) 地方公共団体工事費負担金収入		850,000,000
歳 出 合 計		15,910,573,000	(項) 附帯工事費負担金収入		850,000,000
		28,491,133,000	(項) 附帯工事費負担金収入		100,000,000
(歳) 保 險 料 取 扱 費		28,321,000,000	(項) 受託工事納付金収入		100,000,000
(項) 保 險 料 取 扱 費		15,904,000,000	(項) 受託工事納付金収入		1,600,000,000
一 般 会 計 より 受 入		7,417,000,000	(項) 前年度剰余金受入		1,600,000,000
(歳) 運 用 収 入		29,580,000	(項) 前年度剰余金受入		100,000
(項) 運 用 収 入		253,975,000	(項) 雑 収 入		107,485,400,000
(歳) 雑 収 入		253,975,000	歳 入 合 計		56,557,407,000
歳 入 合 計		28,604,555,000	(項) 道 路 事 業 費		21,613,500,000
			北 海 道 道 路 事 業 費		9,179,000,000
(項) 保 險 給 付 費		28,518,000,000	街 路 事 業 費		1,306,500,000
業 務 取 扱 設 置 費		1,084,564,000	北 海 道 街 路 事 業 費		7,295,100,000
保 險 予 備 費		583,484,000	首 都 圏 道 路 整 備 事 業 費		34,000,000
歳 出 合 計		1,500,000,000	建 設 機 械 整 備 費		196,000,000
		31,686,048,000	北 海 道 建 設 機 械 整 備 費		648,000,000
(歳) 道 路 整 備 費			離 島 道 路 事 業 費		2,400,000
(項) 道 路 整 備 費			道 路 災 害 関 連 事 業 費		273,000,000
道 路 整 備 費			特 別 失 業 対 策 事 業 費		8,000,000,000
道 路 整 備 費			日 本 道 路 公 団 出 資		1,467,683,000
道 路 整 備 費			道 路 事 業 工 事 諸 費		

費 用		入 入	
事 務 費	費 用	入 入	入 入
事 務 費	3,800,000		
附 帯 工 事 費	810,000,000		
受 託 工 事 費	99,000,000		
出 合 計	107,485,400,000		
治 水 勘 定			
(款) 他 会 計 より 受 入	26,343,077,000		
(項) 一 般 会 計 より 受 入	26,343,077,000		
(款) 他 勘 定 より 受 入	166,000,000		
(項) 特 定 多 目 的 ダム 建 設 工 事 勘 定 より 受 入	166,000,000		
(款) 地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	2,961,881,000		
(項) 地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	2,961,881,000		
(款) 電 氣 事 業 者 等 工 事 費 負 担 金 収 入	31,555,000		
(項) 電 氣 事 業 者 等 工 事 費 負 担 金 収 入	31,555,000		
(款) 附 帯 工 事 費 負 担 金 収 入	130,000,000		
(項) 附 帯 工 事 費 負 担 金 収 入	130,000,000		
(款) 受 託 工 事 納 付 金 収 入	511,867,000		
(項) 受 託 工 事 納 付 金 収 入	511,867,000		
(款) 前 年 度 剩 余 金 受 入	150,000,000		
(項) 前 年 度 剩 余 金 受 入	150,000,000		
(款) 雑 収 入	3,000,000		
(項) 雑 収 入	3,000,000		
(款) 予 備 収 入	197,070,000		
(項) 予 備 収 入	197,070,000		
入 合 計	30,494,450,000		
出 合 計			
(項) 河 川 事 業 費	13,902,000,000		
北 海 道 河 川 事 業 費	5,104,000,000		
河 川 綜 合 開 発 事 業 費	988,200,000		
北 海 道 河 川 綜 合 開 発 事 業 費	4,313,000		
水 資 源 開 発 公 団 交 付 金	1,459,825,000		
砂 防 事 業 費	5,633,602,000		
北 海 道 砂 防 事 業 費	508,000,000		
建 設 機 械 整 備 費	42,000,000		
北 海 道 建 設 機 械 整 備 費	54,000,000		
離 島 治 水 事 業 費	130,000,000		
特 別 失 業 対 策 事 業 費	135,000,000		
治 水 事 業 工 事 諸 費	1,734,670,000		
事 務 費	11,640,000		
附 帯 工 事 費	117,200,000		
受 託 工 事 費	470,000,000		
予 備 費	200,000,000		
出 合 計	30,494,450,000		
特 定 多 目 的 ダム 建 設 工 事 勘 定			
(款) 他 会 計 より 受 入	3,378,796,000		
(項) 一 般 会 計 より 受 入	3,378,796,000		
(款) 地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	281,688,000		
(項) 地 方 公 共 団 体 工 事 費 負 担 金 収 入	281,688,000		
(款) 電 氣 事 業 者 等 工 事 費 負 担 金 収 入	687,292,000		
(項) 電 氣 事 業 者 等 工 事 費 負 担 金 収 入	687,292,000		

(款) 受託工事納付金収入		133,028,000	昭和42年度政府関係機関暫定予算	
(項) 受託工事納付金収入		133,028,000	予 算 総 則	
(款) 前年度剰余金受入		300,000,000	(収入支出暫定予算)	
(項) 前年度剰余金受入		300,000,000	第1章 総 則	
(款) 雑 収 入		1,000,000	第1条 次に掲げる各政府関係機関の昭和42年度収入支出暫定予算は、「甲号収入支出暫定予算」に掲げるとおりとする。	
(項) 雑 収 入		1,000,000	日 本 専 売 公 社	
(款) 予 備 収 入		49,000,000	日 本 国 有 鉄 道	
(項) 予 備 収 入		49,000,000	日 本 電 信 電 話 公 社	
(款) 入 合 計		4,830,804,000	国 民 金 融 公 庫	
(項) 入 合 計		4,830,804,000	住 宅 金 融 公 庫	
(款) 多目的ダム建設事業費		3,628,000,000	農 林 漁 業 金 融 公 庫	
(項) 多目的ダム建設事業費		3,628,000,000	中 小 企 業 金 融 公 庫	
北海道多目的ダム建設事業費		859,504,000	北 海 道 東 北 開 発 公 庫	
受 託 工 事 費		127,300,000	公 営 企 業 金 融 公 庫	
工事諸費等治水勘定へ繰入		166,000,000	中 小 企 業 信 用 保 険 公 庫	
予 備 費		50,000,000	医 療 金 融 公 庫	
出 合 計		4,830,804,000	日 本 開 発 銀 行	
(款) 前年度剰余金受入		156,000	日 本 輸 出 入 銀 行	
(項) 前年度剰余金受入		156,000	(暫定予算の期間)	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	第2条 この暫定予算は、昭和42年4月1日から5月31日までの期間に係るものである。	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	(支出暫定予算の使用残額)	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	第3条 支出暫定予算の使用残額は、昭和42年6月以降において使用することができる。	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	第2章 日本専売公社	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	(借入金金の限度額)	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	第4条 「日本専売公社法」(以下この章において「専売公社法」という。)第49条の14第2項の規定による短期借入金金の限度額は184,000,000,000円とする。	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	(流用等の制限)	
(項) 事 務 取 扱 費		156,000	第5条 日本専売公社(以下この条において「専売公社」という。)がその経費の金額を相互に流用し、	

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年度特別会計歳入歳出決算 昭和四十二年年度財政支出概算 昭和四十二年年度財政支出概算 昭和四十二年年度財政支出概算

昭和四十二年三月二十九日

内閣府大臣 佐藤 栄作

若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、専売公社法第48条の2の規定により大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他専売公社が大蔵大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 補助金及び交付金に要する経費
- (5) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、専売公社法第48条の2の規定により専売公社が大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、施設費その他の経費との間にその金額を相互に流用し、又は施設費に予備費を使用する場合におけるこれらの経費とする。

第3章 日本国有鉄道
(借入金等の限度額)

第6条 「日本国有鉄道法」(以下この章において「国有鉄道法」という。)第42条の2第2項の規定による長期借入金、短期借入金又は鉄道債券の限度額は、次に掲げるとおりとする。

借 入 金 等	限 度 額
長期借入金及び鉄道債券 イ 長期借入金、政府引受債及び政府保証債 ロ イ以外の鉄道債券	円 46,300,000,000 49,600,000,000
短期借入金	70,000,000,000

2 前項に規定する鉄道債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(流用等の制限)

第7条 日本国有鉄道(以下この条において「国有鉄道」という。)がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、国有鉄道法第38条の14第2項の規定により運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
 - (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当に要する経費
 - (3) 職員に対して支給する通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他国有鉄道が運輸大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
 - (4) 交際費に要する経費
- 2 前項に規定するもののほか、国有鉄道法第38条の14第2項の規定により国有鉄道が運輸大臣の承認を受けなければならない経費は、工事勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第4章 日本電信公社

(借入金等の限度額)

第8条 「日本電信公社法」(以下この章において「電電公社法」という。)第62条第2項の規定による電信電話債券又は一時借入金の限度額は、次に掲げるとおりとする。

債 券 等	限 度 額
電信電話債券 イ ロ及びハ以外のもの ロ 漏故者引受けにより発行するもの ハ 「電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律」第2条から第8条までの規定による引受け又は受益者の引受けにより発行するもの	円 7,000,000,000 24,600,000,000
一時借入金	払込金額36,000,000,000円に対応する額面総額 40,000,000,000

2 前項のイ及びロに掲げる電信電話債券の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。

(流用等の制限)

第9条 日本電信公社(以下この条において「電電公社」という。)がその経費の金額を相互に流用し、若しくはその経費に他の経費の金額を流用し、又はその経費に予備費を使用する場合において、電電公社法第53条第2項の規定により郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、次に

掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 職員に対して支給する基本給、扶養手当及び暫定手当に要する経費
- (3) 職員に対して支給する通勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休職者給与その他電電公社が郵政大臣の承認を受けて定める手当に要する経費
- (4) 交際費に要する経費

2 前項に規定するもののほか、電電公社法第53条第2項の規定により、電電公社が郵政大臣の承認を受けなければならない経費は、建設勘定のうち総務費以外の経費の金額を他の経費に流用する場合におけるこれらの経費とする。

第5章 国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、北海道東北開発公庫、公営企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、医療金融公庫、日本開発銀行及び日本輸出銀行

(借入金等の限度額)

第10条 次の表の左欄に掲げる各公庫の「公庫の予算及び決算に関する法律」第5条第2項第1号及び第2号の規定による借入金又は債券の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	限 度	額
国民金融公庫	借 入 金	6,000,000,000円
住宅金融公庫	借 入 金	10,000,000,000
農林漁業金融公庫	借 入 金	23,800,000,000
公営企業金融公庫	公庫により発行する公営企業債券 繰上引受けにより発行する公営企業債券	額面総額 5,500,000,000 額面総額 6,000,000,000
医療金融公庫	借 入 金	1,700,000,000

2 前項に規定する公営企業債券の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

(保険契約等の限度額)

第11条 次の表の左欄に掲げる各公庫の中欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公 庫	根 拠 規 定	限 度 額
住 宅 金 融 公 庫	「住宅融資保険法」第6条	保険価額の総額 1,900,000,000 ^円
中小企業信用保険公庫	「中小企業信用保険公庫法」第18条第2項	保険価額の総額 160,000,000,000 貸付金の総額 6,000,000,000

(流用の制限)

第12条 日本開発銀行又は日本輸出入銀行がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「日本開発銀行法」第31条第1項又は「日本輸出入銀行法」第38条第1項の規定により、大蔵大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 役員に対して支給する給与に要する経費
- (2) 交際費に要する経費

甲号 収入支出暫定予算

日 本 専 売 公 社

収入		収 入
(項) たばこ事業収入		95,254,284,000 ^円
塩 事業収入		5,859,905,000
共 通 収入		160,853,000
収 入 合 計	支 出	101,275,042,000
(項) 給 与 其 他 諸 費		4,830,874,000
たばこ事業費		43,646,888,000
塩 事業費		5,740,454,000
共 通 費		1,512,004,000
固定資産取得費		4,478,207,000
予 備 費		500,000,000
支 出 合 計		60,708,437,000

日本国有鉄道

損益勘定	収入	支出
(項) 運輸収入	135,475,356,000	
雑収入	6,662,087,000	
収入合計	142,137,443,000	
(項) 給送其他諸費		50,527,961,000
動力費		4,941,528,000
修繕費		8,997,323,000
管理費		36,734,308,000
業務委託費		9,329,574,000
受託工事費		4,009,710,000
利子及債務取扱諸費		2,100,000,000
減価償却費等資本勘定へ繰入		16,450,347,000
予備費		7,046,697,000
支出合計		2,000,000,000
資本勘定		142,137,443,000
(項) 損益勘定より受入		収入
資産充當		7,046,697,000
借入金及鉄道債券		49,371,000
収入合計		95,900,000,000
支出		102,996,068,000
(項) 借入金等償還		12,996,068,000
工事勘定へ繰入		90,000,000,000
支出合計		102,996,068,000
工事勘定		収入

支 出

(項) 資本勘定より受入	90,000,000,000
(項) 電化設備費	5,455,265,000
電車設備費	22,705,000,000
諸設備費	58,875,697,000
雑出	2,964,038,000
支出合計	90,000,000,000

日本電信電話公社

損益勘定	収入	支出
(項) 電信収入	2,492,625,000	
電話用収入	94,761,803,000	
雑収入	4,364,722,000	
収入合計	3,554,882,000	
支出		105,174,032,000
(項) 給送其他諸費		27,162,307,000
管保費		13,683,118,000
管理共通費		7,524,604,000
利子及債務取扱費		8,448,109,000
減価償却費		8,394,230,000
債券発行差損償却費		32,300,000,000
借入金業務費		4,100,000,000
受託業務費		71,502,000
資本勘定へ繰入		1,990,162,000
予備費		1,500,000,000
支出合計		105,174,032,000
資本勘定		収入

36

(項) 減価償却引当金		32,300,000,000	予備費	40,000,000
債券発行差損償却引当金		4,100,000,000	支出合計	1,057,023,000
損益勘定より受入		1,990,162,000	住宅金融公庫	
資産補充当料		1,980,000,000	住宅金融公庫	
設備賃料		3,319,000,000	住宅金融公庫	
電信電話債券		62,440,000,000	住宅金融公庫	
収入合計	支出	106,129,162,000	(項) 事業益金	4,922,677,000
(項) 債券及借入金等償還金		3,161,862,000	(項) 住宅融資保険料収入	19,659,000
建設勘定へ繰入		102,967,300,000	(項) 住宅融資保険料収入	4,922,677,000
支出合計		106,129,162,000	(項) 雑収入	19,659,000
建設勘定			(項) 雑収入	60,250,000
(項) 資本勘定より受入	収入	102,967,300,000	(項) 雑収入	46,750,000
(項) 電信電話施設費	支出	81,802,700,000	(項) 雑収入	13,500,000
局舎建設費		16,683,910,000	(項) 事業損失金	1,033,230,000
諸施設費		399,938,000	(項) 事業損失金	8,852,000
輸送費		4,080,762,000	支出合計	10,000,000
支出合計	収入	102,967,300,000	農林漁業金融公庫	
(項) 事業益金	国民金融公庫		(項) 事業益金	1,557,943,000
(項) 事業益金		4,540,886,000	(項) 事業益金	1,557,943,000
(項) 雑収入		4,540,886,000	(項) 雑収入	40,165,000
(項) 雑収入		27,522,000	(項) 雑収入	25,787,000
(項) 雑収入		21,250,000	(項) 雑収入	14,378,000
雑収入合計	支出	6,272,000	(項) 事業損失金	1,598,108,000
収入合計		4,568,408,000	中小企業金融公庫	
(項) 事業損失金	支出	1,017,023,000	(項) 事業損失金	783,253,000
			(項) 事業損失金	6,075,461,000

(項) 事業 業 益 金 入 入				6,075,461,000			
(款) 雜 運 用 收 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	14,959,000	6,975,000	7,984,000	6,090,420,000
支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	751,655,000	33,000,000	784,655,000	
(項) 事業 業 益 金 入 入				2,165,890,000			
(款) 雜 運 用 收 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	2,165,890,000	292,000	2,166,182,000	
支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	1,388,282,000	5,000,000	1,383,282,000	
(項) 事業 業 益 金 入 入				100,000			
(款) 雜 運 用 收 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	100,000	19,781,000	19,660,000	131,000
支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	461,324,000			
(項) 事業 業 益 金 入 入				7,500,000			
(款) 雜 運 用 收 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	468,824,000	8,438,000	462,005,000	651,597,000
支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	865,000	1,122,905,000	865,000	
(項) 事業 業 益 金 入 入				79,828,000			
(款) 雜 運 用 收 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	1,530,596,000	8,000,000	1,618,424,000	
支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	737,310,000	1,944,000	1,705,000	239,000
(項) 事業 業 益 金 入 入				38,612,000			
(款) 雜 運 用 收 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	(項) 事業 業 益 金 入	1,000,000	39,612,000		
支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計	支 入 合 計				

		日本国銀行	
		収	入
(款) 事業益金			14,885,873,000
(項) 事業収入			14,885,873,000
(款) 雑収入			46,892,000
(項) 雑収入			42,525,000
収	雑収入		4,167,000
入	雑収入		14,982,565,000
計	雑収入		
(項) 事業損金		2,886,007,000	
(項) 事業損金		30,000,000	
支	事業損金		2,916,007,000
出	事業損金		
計	事業損金		
(款) 事業益金		日本国銀行	収
(項) 事業収入		入	3,944,936,000
(款) 雑収入			3,944,936,000
(項) 雑収入			24,204,000
収	雑収入		23,590,000
入	雑収入		614,000
計	雑収入		3,969,140,000
(項) 事業損金		支	出
(項) 事業損金			2,857,491,000
支	事業損金		40,000,000
出	事業損金		2,897,491,000
計	事業損金		

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案
右
国会に提出する。
昭和四十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律

(題意)

第一条 この法律は、昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払われる給与等及び退職手当等に係る所得税の源泉徴収について、昭和四十二年の税制改正による減税の効果をすみやかに及ぼすため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「法」という。)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 給与等 法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等(法第二十九条(給与等とみなす年金)の規定により給与等とみなされる年金を含む。)をいう。
- 二 退職手当等 法第三十条第一項(退職所得)に規定する退職手当等(法第三十一条(退職手当等とみなす一時金)の規定により退職手当等とみなされる一時金を含む。)をいう。
- 三 源泉徴収 法第二十一条第四十四号(定義)に規定する源泉徴収をいう。
- 四 居住者 法第二十一条第三号に規定する居住者をいう。

(給与等に係る源泉徴収の特例)

第三条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うべき給与等に係る法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同節の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第百八十五条第一項第一号イ (賞与以外の給与等に係る徴収税額)	別表第四の甲表	昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律 (昭和四十二年法律第 号。以下「臨時特例法」という。)別表第一の甲表
	別表第四の乙表	臨時特例法別表第一の乙表

法第百八十五条第一項第一号ロ からニまで	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十五条第一項第一号ホ 及びヘ並びに同項第三号	別表第五	臨時特例法別表第二
法第百八十六条第一項第一号 (賞与に係る徴収税額)	別表第六	臨時特例法別表第三
法第百八十六条第二項第一号	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十八条(扶養控除額の 特例の適用を受けない者に係る 徴収税額)	別表第四	臨時特例法別表第一
法第百八十五条(給与等に係る源泉徴 収の特例)の規定により読み替えられた 第百八十五条	第百八十五条	臨時特例法第三条の規定により読み替え られた第百八十六条
六千円	二百円	七千五百円
二百円	二百五十円	
別表第四	臨時特例法別表第一	
別表第五	臨時特例法別表第二	
別表第六	臨時特例法別表第三	
法第百八十九条(給与等から控 除される社会保険料がある場合 等の徴収税額の計算)	第百八十九条	臨時特例法第三条(給与等に係る源泉徴 収の特例)の規定により読み替えられた 第百八十五条

(年末調整の特例)

第四条 昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間における法第百九十条(年末調整)の規定の適用については、次に掲げる金額の合計額に相当する金額を同条第二号に掲げる税額とみなす。

一 昭和四十二年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等の金額(法第百九十二条第二号イ及びロに掲げる金額がある場合には、当該金額を控除した金額)の十二分の一に相当する金額(次号において「給与等の月割額」という。)を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、法第百八十五条第一項第一号イ(賞与以外の給与等に係る徴収税額)の規定(その居住者が法第七十八条第三項(扶養控除の特例の適用を受けない者)の規定に該当する者である場合には、法第百八十八条第一号(扶養控除の特例の適用を受けない者に係る徴収税額)の規定を含む。)により求めた税額に三を乗じて計算した金額

二 給与等の月割額を給与等の支給期が毎月と定められている給与等の金額とみなし、前条の規定により読み替えられた法第百八十五条第一項第一号イの規定(その居住者が法第七十八条第三項の規定に該当する者である場合には、前条の規定により読み替えられた法第百八十八条第一号の規定を含む。)により求めた税額に九を乗じて計算した金額

(退職手当等に係る源泉徴収の特例)

第五条 昭和四十二年中に支払うべき退職手当等で同年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払うものに係る法第百九十一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

法第百九十一条第一項	別表第八	臨時特例法別表第四
法第百九十一条第二項	状況により、第三十条第三項及び第四項(退職所得控除額)の規定に準じて計算したところによる	状況における第三十条第三項(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応ずる臨時特例法別表第四の附表に掲げる退職所得控除額による

附 則

この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

別表第一 昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									
22,500 円	23,000 円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
22,500	23,000	30	0	0	0	0	0	0	0	0	
23,000	23,500	70	0	0	0	0	0	0	0	0	
23,500	24,000	110	0	0	0	0	0	0	0	0	
24,000	24,500	140	0	0	0	0	0	0	0	0	
24,500	25,000	180	0	0	0	0	0	0	0	0	
25,000	25,500	210	0	0	0	0	0	0	0	0	
25,500	26,000	250	0	0	0	0	0	0	0	0	
26,000	26,500	290	0	0	0	0	0	0	0	0	
26,500	27,000	320	0	0	0	0	0	0	0	0	
27,000	27,500	360	0	0	0	0	0	0	0	0	
27,500	28,000	390	0	0	0	0	0	0	0	0	
28,000	28,500	430	0	0	0	0	0	0	0	0	
28,500	29,000	470	0	0	0	0	0	0	0	0	
29,000	29,500	500	0	0	0	0	0	0	0	0	
29,500	30,000	540	0	0	0	0	0	0	0	0	
30,000	30,500	570	0	0	0	0	0	0	0	0	
30,500	31,000	610	0	0	0	0	0	0	0	0	
31,000	31,500	650	0	0	0	0	0	0	0	0	
31,500	32,000	680	0	0	0	0	0	0	0	0	
32,000	32,500	720	0	0	0	0	0	0	0	0	
32,500	33,000	750	0	0	0	0	0	0	0	0	
33,000	33,500	790	0	0	0	0	0	0	0	0	
33,500	34,000	830	0	0	0	0	0	0	0	0	
34,000	34,500	870	0	0	0	0	0	0	0	0	
34,500	35,000	910	0	0	0	0	0	0	0	0	
35,000	35,500	950	0	0	0	0	0	0	0	0	
35,500	36,000	990	0	0	0	0	0	0	0	0	
36,000	36,500	1,030	0	0	0	0	0	0	0	0	
36,500	37,000	1,070	0	0	0	0	0	0	0	0	
37,000	37,500	1,110	0	0	0	0	0	0	0	0	
37,500	38,000	1,150	0	0	0	0	0	0	0	0	
38,000	38,500	1,190	20	0	0	0	0	0	0	0	
38,500	39,000	1,230	60	0	0	0	0	0	0	0	
39,000	39,500	1,270	100	0	0	0	0	0	0	0	
39,500	40,000	1,310	130	0	0	0	0	0	0	0	
40,000	40,500	1,350	170	0	0	0	0	0	0	0	
40,500	41,000	1,390	200	0	0	0	0	0	0	0	
41,000	41,500	1,430	240	0	0	0	0	0	0	0	
41,500	42,000	1,470	280	0	0	0	0	0	0	0	
42,000	42,500	1,510	310	0	0	0	0	0	0	0	
42,500	43,000	1,550	350	0	0	0	0	0	0	0	
43,000	43,500	1,590	380	0	0	0	0	0	0	0	
43,500	44,000	1,630	420	0	0	0	0	0	0	0	
44,000	44,500	1,670	460	0	0	0	0	0	0	0	
44,500	45,000	1,710	490	0	0	0	0	0	0	0	

昭和四十二年三月二十九日 衆議院会議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

イ 甲 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,000	45,500	1,750	530	0	0	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,790	560	40	0	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,830	600	70	0	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,870	640	110	0	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,910	670	150	0	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,950	710	180	0	0	0	0	0	0	0
48,000	49,000	2,010	760	240	0	0	0	0	0	0	0
49,000	50,000	2,090	840	310	0	0	0	0	0	0	0
50,000	51,000	2,170	920	380	0	0	0	0	0	0	0
51,000	52,000	2,250	1,000	450	0	0	0	0	0	0	0
52,000	53,000	2,330	1,080	520	0	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	2,410	1,160	600	70	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	2,530	1,240	670	140	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,650	1,320	740	220	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,770	1,400	820	290	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,900	1,490	910	370	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	3,040	1,580	1,000	450	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	3,170	1,670	1,090	530	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	3,310	1,760	1,180	610	90	0	0	0	0	0
61,000	62,000	3,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0	0	0
62,000	63,000	3,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0	0	0
63,000	64,000	3,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0	0	0
64,000	65,000	3,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0	0	0
65,000	66,000	3,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0	0	0
66,000	67,000	4,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0	0	0
67,000	68,000	4,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0	0	0
68,000	69,000	4,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0	0	0
69,000	70,000	4,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0	0	0
70,000	71,000	4,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0	0	0
71,000	72,000	4,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0	0	0
72,000	73,000	4,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0	0	0
73,000	74,000	5,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0	0	0
74,000	75,000	5,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0	0	0
75,000	76,000	5,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0	0	0
76,000	77,000	5,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0	0	0
77,000	78,000	5,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0
78,000	79,000	5,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10	0	0
79,000	80,000	5,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100	0	0
80,000	81,000	6,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190	0	0
81,000	82,000	6,300	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280	0	0
82,000	83,000	6,500	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370	0	0
83,000	84,000	6,700	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460	0	0
84,000	85,000	6,900	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550	30	0
85,000	86,000	7,100	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640	120	0
86,000	87,000	7,300	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730	210	0
87,000	88,000	7,500	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830	300	0
88,000	89,000	7,700	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930	390	0
89,000	90,000	7,900	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030	480	0
90,000	91,000	8,100	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130	570	0
91,000	92,000	8,300	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230	660	0

イ 甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									
92,000	93,000	8,500	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330	750	
93,000	94,000	8,700	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430	850	
94,000	95,000	8,900	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530	950	
95,000	96,000	9,100	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630	1,050	
96,000	97,000	9,300	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730	1,150	
97,000	98,000	9,500	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830	1,250	
98,000	100,000	9,800	7,200	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,930	1,400	
100,000	102,000	10,200	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	
102,000	104,000	10,600	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	
104,000	106,000	11,000	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	
106,000	108,000	11,400	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	
108,000	110,000	11,800	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	
110,000	112,000	12,200	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,600	
112,000	114,000	12,600	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	
114,000	116,000	13,040	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	
116,000	118,000	13,540	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470	3,590	
118,000	120,000	14,040	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770	3,890	
120,000	122,000	14,540	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070	4,190	
122,000	124,000	15,040	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370	4,490	
124,000	126,000	15,540	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670	4,790	
126,000	128,000	16,040	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970	5,090	
128,000	130,000	16,540	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300	5,390	
130,000	132,000	17,040	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700	5,690	
132,000	134,000	17,540	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100	5,990	
134,000	136,000	18,040	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500	6,330	
136,000	138,000	18,540	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900	6,730	
138,000	140,000	19,040	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300	7,130	
140,000	142,000	19,540	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700	7,530	
142,000	144,000	20,040	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100	7,930	
144,000	146,000	20,540	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500	8,330	
146,000	148,000	21,040	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900	8,730	
148,000	150,000	21,540	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300	9,130	
150,000	152,000	22,040	18,920	17,460	16,000	14,540	13,080	11,870	10,700	9,530	
152,000	154,000	22,540	19,420	17,960	16,500	15,040	13,580	12,270	11,100	9,930	
154,000	156,000	23,040	19,920	18,460	17,000	15,540	14,080	12,670	11,500	10,330	
156,000	158,000	23,600	20,420	18,960	17,500	16,040	14,580	13,120	11,900	10,730	
158,000	160,000	24,200	20,920	19,460	18,000	16,540	15,080	13,620	12,300	11,130	
160,000	162,000	24,800	21,420	19,960	18,500	17,040	15,580	14,120	12,700	11,530	
162,000	164,000	25,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,080	14,620	13,170	11,930	
164,000	166,000	26,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,580	15,120	13,670	12,330	
166,000	168,000	26,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,080	15,620	14,170	12,730	
168,000	170,000	27,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,580	16,120	14,670	13,210	
170,000	172,000	27,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,080	16,620	15,170	13,710	
172,000	174,000	28,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,580	17,120	15,670	14,210	
174,000	176,000	29,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,080	17,620	16,170	14,710	
176,000	178,000	29,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,580	18,120	16,670	15,210	
178,000	180,000	30,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,080	18,620	17,170	15,710	
180,000	182,000	30,800	27,050	25,300	23,550	22,040	20,580	19,120	17,670	16,210	
182,000	184,000	31,400	27,650	25,900	24,150	22,540	21,080	19,620	18,170	16,710	
184,000	186,000	32,000	28,250	26,500	24,750	23,040	21,580	20,120	18,670	17,210	

昭和四十二年三月二十九日 衆議院会議録第七号(二) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

イ 甲 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲									
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									
186,000円	188,000円	32,600円	28,850円	27,100円	25,350円	23,600円	22,080円	20,620円	19,170円	17,710円	
188,000円	190,000円	33,200円	29,450円	27,700円	25,950円	24,200円	22,580円	21,120円	19,670円	18,210円	
190,000円	192,000円	33,800円	30,050円	28,300円	26,550円	24,800円	23,080円	21,620円	20,170円	18,710円	
192,000円	194,000円	34,400円	30,650円	28,900円	27,150円	25,400円	23,650円	22,120円	20,670円	19,210円	
194,000円	196,000円	35,000円	31,250円	29,500円	27,750円	26,000円	24,250円	22,620円	21,170円	19,710円	
196,000円	198,000円	35,600円	31,850円	30,100円	28,350円	26,600円	24,850円	23,120円	21,670円	20,210円	
198,000円	200,000円	36,200円	32,450円	30,700円	28,950円	27,200円	25,450円	23,700円	22,170円	20,710円	
200,000円		36,500円	32,750円	31,000円	29,250円	27,500円	25,750円	24,000円	22,420円	20,960円	
200,000円をこえ210,000円に満たない金額		200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち200,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額									
210,000円		39,500円	35,750円	34,000円	32,250円	30,500円	28,750円	27,000円	25,420円	23,960円	
210,000円をこえ280,000円に満たない金額		210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち210,000円をこえる金額の35%に相当する金額を加算した金額									
280,000円		64,000円	60,250円	58,500円	56,750円	55,000円	53,250円	51,500円	49,920円	48,460円	
280,000円をこえ360,000円に満たない金額		280,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち280,000円をこえる金額の40%に相当する金額を加算した金額									
360,000円		96,000円	92,250円	90,500円	88,750円	87,000円	85,250円	83,500円	81,920円	80,460円	
360,000円をこえ530,000円に満たない金額		360,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち360,000円をこえる金額の45%に相当する金額を加算した金額									
530,000円		172,500円	168,750円	167,000円	165,250円	163,500円	161,750円	160,000円	158,420円	156,960円	
530,000円をこえ860,000円に満たない金額		530,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち530,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									

イ 甲 表

(五)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		甲								
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額								
860,000 円		337,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円	321,960 ^円
860,000円をこえ 1,700,000 円に満たない金額		860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000 円をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額								
1,700,000 円		799,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円	783,960 ^円
1,700,000 円をこえる金額		1,700,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,700,000 円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額										
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額										

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで(定義)に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、

(1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 900 円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに 500 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載

がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(一)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表
(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30,500	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
30,500	31,000	10	0	0	0	0	0	0	0
31,000	31,500	50	0	0	0	0	0	0	0
31,500	32,000	80	0	0	0	0	0	0	0
32,000	32,500	120	0	0	0	0	0	0	0
32,500	33,000	150	0	0	0	0	0	0	0
33,000	33,500	190	0	0	0	0	0	0	0
33,500	34,000	230	0	0	0	0	0	0	0
34,000	34,500	260	0	0	0	0	0	0	0
34,500	35,000	300	0	0	0	0	0	0	0
35,000	35,500	330	0	0	0	0	0	0	0
35,500	36,000	370	0	0	0	0	0	0	0
36,000	36,500	410	0	0	0	0	0	0	0
36,500	37,000	440	0	0	0	0	0	0	0
37,000	37,500	480	0	0	0	0	0	0	0
37,500	38,000	510	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	550	20	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	590	60	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	620	100	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	660	130	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	690	170	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	730	200	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	770	240	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	810	280	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	850	310	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	890	350	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	930	380	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	970	420	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	1,010	460	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	1,050	490	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	1,090	530	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	1,130	560	40	0	0	0	0	0
46,000	46,500	1,170	600	70	0	0	0	0	0
46,500	47,000	1,210	640	110	0	0	0	0	0
47,000	47,500	1,250	670	150	0	0	0	0	0
47,500	48,000	1,290	710	180	0	0	0	0	0
48,000	49,000	1,350	760	240	0	0	0	0	0
49,000	50,000	1,430	840	310	0	0	0	0	0
50,000	51,000	1,510	920	380	0	0	0	0	0
51,000	52,000	1,590	1,000	450	0	0	0	0	0
52,000	53,000	1,670	1,080	520	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,750	1,160	600	70	0	0	0	0
54,000	55,000	1,830	1,240	670	140	0	0	0	0
55,000	56,000	1,910	1,320	740	220	0	0	0	0
56,000	57,000	1,990	1,400	820	290	0	0	0	0
57,000	58,000	2,080	1,490	910	370	0	0	0	0
58,000	59,000	2,170	1,580	1,000	450	0	0	0	0
59,000	60,000	2,260	1,670	1,090	530	0	0	0	0
60,000	61,000	2,350	1,760	1,180	610	90	0	0	0
61,000	62,000	2,440	1,850	1,270	690	170	0	0	0
62,000	63,000	2,580	1,940	1,360	780	250	0	0	0

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

(ロ) 乙 表

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
63,000	64,000	2,710	2,030	1,450	870	330	0	0	0
64,000	65,000	2,850	2,120	1,540	960	410	0	0	0
65,000	66,000	2,980	2,210	1,630	1,050	490	0	0	0
66,000	67,000	3,120	2,300	1,720	1,140	570	50	0	0
67,000	68,000	3,250	2,390	1,810	1,230	650	130	0	0
68,000	69,000	3,390	2,510	1,900	1,320	730	210	0	0
69,000	70,000	3,520	2,650	1,990	1,410	820	290	0	0
70,000	71,000	3,660	2,780	2,080	1,500	910	370	0	0
71,000	72,000	3,790	2,920	2,170	1,590	1,000	450	0	0
72,000	73,000	3,930	3,050	2,260	1,680	1,090	530	10	0
73,000	74,000	4,070	3,190	2,350	1,770	1,180	610	90	0
74,000	75,000	4,220	3,340	2,470	1,870	1,280	700	180	0
75,000	76,000	4,370	3,490	2,620	1,970	1,380	800	270	0
76,000	77,000	4,520	3,640	2,770	2,070	1,480	900	360	0
77,000	78,000	4,670	3,790	2,920	2,170	1,580	1,000	450	0
78,000	79,000	4,820	3,940	3,070	2,270	1,680	1,100	540	10
79,000	80,000	4,970	4,090	3,220	2,370	1,780	1,200	630	100
80,000	81,000	5,120	4,240	3,370	2,490	1,880	1,300	720	190
81,000	82,000	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980	1,400	820	280
82,000	83,000	5,420	4,540	3,670	2,790	2,080	1,500	920	370
83,000	84,000	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180	1,600	1,020	460
84,000	85,000	5,720	4,840	3,970	3,090	2,280	1,700	1,120	550
85,000	86,000	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380	1,800	1,220	640
86,000	87,000	6,020	5,140	4,270	3,390	2,520	1,900	1,320	730
87,000	88,000	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670	2,000	1,420	830
88,000	89,000	6,370	5,440	4,570	3,690	2,820	2,100	1,520	930
89,000	90,000	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970	2,200	1,620	1,030
90,000	91,000	6,770	5,740	4,870	3,990	3,120	2,300	1,720	1,130
91,000	92,000	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270	2,400	1,820	1,230
92,000	93,000	7,170	6,040	5,170	4,290	3,420	2,540	1,920	1,330
93,000	94,000	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570	2,690	2,020	1,430
94,000	95,000	7,570	6,400	5,470	4,590	3,720	2,840	2,120	1,530
95,000	96,000	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870	2,990	2,220	1,630
96,000	97,000	7,970	6,800	5,770	4,890	4,020	3,140	2,320	1,730
97,000	98,000	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170	3,290	2,420	1,830
98,000	100,000	8,470	7,300	6,140	5,270	4,390	3,520	2,640	1,980
100,000	102,000	8,870	7,700	6,530	5,570	4,690	3,820	2,940	2,180
102,000	104,000	9,270	8,100	6,930	5,870	4,990	4,120	3,240	2,380
104,000	106,000	9,670	8,500	7,330	6,170	5,290	4,420	3,540	2,670
106,000	108,000	10,070	8,900	7,730	6,570	5,590	4,720	3,840	2,970
108,000	110,000	10,470	9,300	8,130	6,970	5,890	5,020	4,140	3,270
110,000	112,000	10,870	9,700	8,530	7,370	6,200	5,320	4,440	3,570
112,000	114,000	11,270	10,100	8,930	7,770	6,600	5,620	4,740	3,870
114,000	116,000	11,670	10,500	9,330	8,170	7,000	5,920	5,040	4,170
116,000	118,000	12,070	10,900	9,730	8,570	7,400	6,230	5,340	4,470
118,000	120,000	12,470	11,300	10,130	8,970	7,800	6,630	5,640	4,770
120,000	122,000	12,870	11,700	10,530	9,370	8,200	7,030	5,940	5,070
122,000	124,000	13,370	12,100	10,930	9,770	8,600	7,430	6,270	5,370
124,000	126,000	13,870	12,500	11,330	10,170	9,000	7,830	6,670	5,670
126,000	128,000	14,370	12,920	11,730	10,570	9,400	8,230	7,070	5,970

ロ 乙 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
128,000	130,000	14,870	13,420	12,130	10,970	9,800	8,630	7,470	6,300
130,000	132,000	15,370	13,920	12,530	11,370	10,200	9,030	7,870	6,700
132,000	134,000	15,870	14,420	12,960	11,770	10,600	9,430	8,270	7,100
134,000	136,000	16,370	14,920	13,460	12,170	11,000	9,830	8,670	7,500
136,000	138,000	16,870	15,420	13,960	12,570	11,400	10,230	9,070	7,900
138,000	140,000	17,370	15,920	14,460	13,000	11,800	10,630	9,470	8,300
140,000	142,000	17,870	16,420	14,960	13,500	12,200	11,030	9,870	8,700
142,000	144,000	18,370	16,920	15,460	14,000	12,600	11,430	10,270	9,100
144,000	146,000	18,870	17,420	15,960	14,500	13,040	11,830	10,670	9,500
146,000	148,000	19,370	17,920	16,460	15,000	13,540	12,230	11,070	9,900
148,000	150,000	19,870	18,420	16,960	15,500	14,040	12,630	11,470	10,300
150,000	152,000	20,370	18,920	17,460	16,000	14,540	13,030	11,870	10,700
152,000	154,000	20,870	19,420	17,960	16,500	15,040	13,530	12,270	11,100
154,000	156,000	21,370	19,920	18,460	17,000	15,540	14,030	12,670	11,500
156,000	158,000	21,870	20,420	18,960	17,500	16,040	14,530	13,120	11,900
158,000	160,000	22,370	20,920	19,460	18,000	16,540	15,030	13,620	12,300
160,000	162,000	22,870	21,420	19,960	18,500	17,040	15,530	14,120	12,700
162,000	164,000	23,400	21,920	20,460	19,000	17,540	16,030	14,620	13,170
164,000	166,000	24,000	22,420	20,960	19,500	18,040	16,530	15,120	13,670
166,000	168,000	24,600	22,920	21,460	20,000	18,540	17,030	15,620	14,170
168,000	170,000	25,200	23,450	21,960	20,500	19,040	17,530	16,120	14,670
170,000	172,000	25,800	24,050	22,460	21,000	19,540	18,030	16,620	15,170
172,000	174,000	26,400	24,650	22,960	21,500	20,040	18,530	17,120	15,670
174,000	176,000	27,000	25,250	23,500	22,000	20,540	19,030	17,620	16,170
176,000	178,000	27,600	25,850	24,100	22,500	21,040	19,530	18,120	16,670
178,000	180,000	28,200	26,450	24,700	23,000	21,540	20,030	18,620	17,170
180,000	182,000	28,800	27,050	25,300	23,500	22,040	20,530	19,120	17,670
182,000	184,000	29,400	27,650	25,900	24,100	22,540	21,030	19,620	18,170
184,000	186,000	30,000	28,250	26,500	24,700	23,040	21,530	20,120	18,670
186,000	188,000	30,600	28,850	27,100	25,300	23,600	22,030	20,620	19,170
188,000	190,000	31,200	29,450	27,700	25,900	24,200	22,530	21,120	19,670
190,000	192,000	31,800	30,050	28,300	26,500	24,800	23,030	21,620	20,170
192,000	194,000	32,400	30,650	28,900	27,100	25,400	23,630	22,120	20,670
194,000	196,000	33,000	31,250	29,500	27,700	26,000	24,230	22,620	21,170
196,000	198,000	33,600	31,850	30,100	28,300	26,600	24,830	23,120	21,670
198,000	200,000	34,200	32,450	30,700	28,900	27,200	25,430	23,700	22,170
200,000 円		34,500	32,750	31,000	29,250	27,500	25,750	24,000	22,420
200,000 円をこえ 210,000 円に満た ない金額	200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 30% に相当する金額を加算した金額								
210,000 円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	37,500	35,750	34,000	32,250	30,500	28,750	27,000	25,420	
210,000 円をこえ 280,000 円に満た ない金額	210,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000 円 をこえる金額の 35% に相当する金額を加算した金額								

昭和四十二年三月二十九日 衆議院会議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	扶 養 親 族 の 数							
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上 未 満	税 額							
280,000円	62,000 ^円	60,250 ^円	58,500 ^円	56,750 ^円	55,000 ^円	53,250 ^円	51,500 ^円	49,920 ^円
280,000 円をこえ 360,000 円に満た ない金額	280,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 280,000円 をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額							
360,000円	94,000 ^円	92,250 ^円	90,500 ^円	88,750 ^円	87,000 ^円	85,250 ^円	83,500 ^円	81,920 ^円
360,000 円をこえ 530,000 円に満た ない金額	360,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 360,000円 をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額							
530,000円	170,500 ^円	168,750 ^円	167,000 ^円	165,250 ^円	163,500 ^円	161,750 ^円	160,000 ^円	158,420 ^円
530,000 円をこえ 860,000 円に満た ない金額	530,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 530,000円 をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額							
860,000円	335,500 ^円	333,750 ^円	332,000 ^円	330,250 ^円	328,500 ^円	326,750 ^円	325,000 ^円	323,420 ^円
860,000 円をこえ 1,700,000 円に 満 たない金額	860,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 860,000円 をこえる金額の 55 %に相当する金額を加算した金額							
1,700,000円	797,500 ^円	795,750 ^円	794,000 ^円	792,250 ^円	790,500 ^円	788,750 ^円	787,000 ^円	785,420 ^円
1,700,000 円をこ える金額	1,700,000円の場合の税額に、その月の社会 保 険 料 控 除 後 の 給 与 等 の 金 額 の う ち 1,700,000円をこえる金額の 60 %に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人 の 場 合 の 税 額 から、 そ の 8 人 を こ え る 1 人 ごと に 900 円 を 控 除 し た 金 額								
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 500 円を、扶養親族 である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 500 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項（扶養控除額の特例）の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から

第三十三号まで(定義)に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

㊦「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

㊧「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに500円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき500円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 昭和42年4月及び5月の給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(一)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 780	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
780	800	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
800	820	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
820	840	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
840	860	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
860	880	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
880	900	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
900	920	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
920	940	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
940	960	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
960	980	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
980	1,000	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,000	1,020	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,020	1,040	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,040	1,060	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	35	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	40	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	45	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	50	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	55	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	60	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	65	20	5	0	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	65	25	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	70	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	75	35	15	0	0	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	80	35	20	0	0	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	85	40	20	5	0	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	90	45	25	10	0	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	100	50	30	10	0	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	105	55	35	15	0	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	110	60	40	20	5	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	120	65	45	25	5	0	0	0	0	0	0

イ 甲 表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲									丙
		扶 養 親 族 等 の 数									
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	
以 上	未 満	税 額									税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,100	2,150	125	70	50	30	10	0	0	0	0	0
2,150	2,200	130	70	55	35	15	0	0	0	0	0
2,200	2,250	140	75	55	40	20	0	0	0	0	0
2,250	2,300	145	85	60	40	25	5	0	0	0	0
2,300	2,350	150	90	65	45	25	10	0	0	0	0
2,350	2,400	160	95	70	50	30	15	0	0	0	0
2,400	2,450	165	105	75	55	35	20	0	0	0	0
2,450	2,500	170	110	80	60	40	20	5	0	0	4
2,500	2,550	180	115	90	65	45	25	10	0	0	7
2,550	2,600	185	125	95	70	50	30	15	0	0	11
2,600	2,650	195	130	105	75	55	35	20	0	0	15
2,650	2,700	200	140	110	80	60	40	20	5	0	19
2,700	2,750	210	145	120	90	65	45	25	10	0	23
2,750	2,800	220	155	125	95	70	50	30	15	0	27
2,800	2,850	230	160	135	105	75	55	35	20	0	31
2,850	2,900	240	170	140	110	80	60	40	25	5	35
2,900	2,950	250	175	150	120	90	65	45	25	10	40
2,950	3,000	260	185	155	125	95	70	50	30	15	44
3,000	3,050	270	190	165	135	105	75	55	35	20	49
3,050	3,100	280	200	170	140	110	85	60	40	25	53
3,100	3,200	295	210	180	155	125	95	70	50	30	58
3,200	3,300	315	230	195	170	140	110	80	60	40	67
3,300	3,400	335	250	215	185	155	125	95	70	50	76
3,400	3,500	355	270	235	200	170	140	110	80	60	85
3,500	3,600	375	290	255	215	185	155	125	95	70	95
3,600	3,700	395	310	275	235	200	170	140	110	80	105
3,700	3,800	415	330	295	255	215	185	155	125	95	118
3,800	3,900	440	350	315	275	235	200	170	140	110	133
3,900	4,000	465	370	335	295	255	215	185	155	125	148
4,000	4,100	490	390	355	315	275	235	200	170	140	163
4,100	4,200	515	410	375	335	295	255	215	185	155	178
4,200	4,300	540	435	395	355	315	275	235	200	170	193
4,300	4,400	565	460	415	375	335	295	255	220	185	208
4,400	4,500	590	485	435	395	355	315	275	240	200	223
4,500	4,600	615	510	460	415	375	335	295	260	220	238
4,600	4,700	640	535	485	435	395	355	315	280	240	253
4,700	4,800	665	560	510	460	415	375	335	300	260	268
4,800	4,900	690	585	535	485	435	395	355	320	280	285
4,900	5,000	715	610	560	510	460	415	375	340	300	305
5,000	5,100	740	635	585	535	485	440	395	360	320	325
5,100	5,200	765	660	610	560	510	465	415	380	340	345
5,200	5,300	790	685	635	585	535	490	440	400	360	365
5,300	5,400	820	710	660	610	560	515	465	420	380	385
5,400	5,500	850	735	685	635	585	540	490	440	400	405
5,500	5,600	880	760	710	660	610	565	515	465	420	425
5,600	5,700	910	785	735	685	635	590	540	490	440	445
5,700	5,800	940	815	760	710	660	615	565	515	465	465
5,800	5,900	970	845	785	735	685	640	590	540	490	485
5,900	6,000	1,000	875	815	760	710	665	615	565	515	505
6,000	6,100	1,030	905	845	790	735	690	640	590	540	525

昭和四十二年三月二十九日 衆議院会議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

イ 甲 表

(三)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額		甲										丙
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人		
以 上	未 満	税 額										税 額
円 6,100	円 6,200	円 1,060	円 935	円 875	円 820	円 760	円 715	円 665	円 615	円 565	円 545	
円 6,200	円 6,300	円 1,090	円 965	円 905	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640	円 590	円 565	
円 6,300	円 6,400	円 1,120	円 995	円 935	円 880	円 820	円 765	円 715	円 665	円 615	円 585	
円 6,400	円 6,500	円 1,150	円 1,025	円 965	円 910	円 850	円 790	円 740	円 690	円 640	円 610	
6,500円		1,165	1,040	980	925	865	805	750	705	655	635	
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額		6,500 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 6,500 円をこえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額										635円に、そ の日の社会 保険料控除 後の給与等 の金額のう ち 6,500 円 をこえる金 額の 25% に 相当する金 額を加算し た金額
7,000円		円 1,315	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855	円 805		
7,000 円をこえ 9,000 円に満た ない金額		7,000 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 7,000 円をこえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額										
9,000円		円 2,015	円 1,890	円 1,830	円 1,775	円 1,715	円 1,655	円 1,600	円 1,555	円 1,505		
9,000 円をこえ 12,000 円に満 たない金額		9,000 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の 金額のうち 9,000 円をこえる金額の 40 %に相当する金額を加算した金額										
12,000円		円 3,215	円 3,090	円 3,030	円 2,975	円 2,915	円 2,855	円 2,800	円 2,755	円 2,705		
12,000 円をこ え 17,500 円に 満たない金額		12,000 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 12,000 円をこえる金額の 45 %に相当する金額を加算した金額										
17,500円		円 5,690	円 5,565	円 5,505	円 5,450	円 5,390	円 5,330	円 5,275	円 5,230	円 5,180		
17,500 円をこ え 28,500 円に 満たない金額		17,500 円の場合の税額に、その日の 社会保険料控除後の 給与等の金額のうち 17,500 円をこえる金額の 50 %に相当する金額を加算した金額										

イ 甲 表

(四)

その日の社会 保険料控除後の 給与等の金 額	甲										丙	
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人			
以 上	未 満	税 額										税 額
28,500円		11,190 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円	10,680 ^円	635 円に、 その日の社 会保険料給 付の金額の うち、この 25%に相当 する金額を 加算した金 額	
28,500 円をこ え56,500 円に 満たない金額		28,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 28,500 円をこえる金額の 55%に相当する金額を加算した金額										
56,500円		26,590 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円	26,080 ^円		
56,500 円をこ える金額		56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 56,500 円をこえる金額の 60%に相当する金額を加算した金額										
扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族等の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえ る 1 人ごとに 30 円を控除した金額												
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当するごとに 17 円を、 控除対象配偶者又は扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各 欄によつて求めた税額から控除した金額												

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「控除対象配偶者」、「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十八号から第三十三号まで(定義)に規定する控除対象配偶者、扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受けない者)の規定に該当するもの及び乙表の適用を受けるものを除く。)については、

(1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が 8 人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が 8 人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額が、その求める税額である。

(4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合（当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合）には、これらの一に該当することに 17 円を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者 1 人につき 17 円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

(イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、当該申告書により申告された扶養親族の数に応じ、その扶養親族 1 人につき 250 円を控除した金額に応じ、扶養親族がないものとして(イ)の(2)及び(4)により求めた金額が、その求める税額である。

(ロ) 日雇労働者の受ける給与等(法第八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

ロ 乙 表

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,060	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0
1,060	1,080	5	0	0	0	0	0	0	0
1,080	1,100	5	0	0	0	0	0	0	0
1,100	1,120	5	0	0	0	0	0	0	0
1,120	1,140	5	0	0	0	0	0	0	0
1,140	1,160	10	0	0	0	0	0	0	0
1,160	1,180	10	0	0	0	0	0	0	0
1,180	1,200	10	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,220	15	0	0	0	0	0	0	0
1,220	1,240	15	0	0	0	0	0	0	0
1,240	1,260	15	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	15	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	20	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	20	5	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	20	5	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	25	5	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	25	5	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	25	10	0	0	0	0	0	0
1,400	1,450	30	10	0	0	0	0	0	0
1,450	1,500	35	15	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	35	20	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	40	20	5	0	0	0	0	0
1,600	1,650	45	25	10	0	0	0	0	0
1,650	1,700	50	30	10	0	0	0	0	0
1,700	1,750	55	35	15	0	0	0	0	0
1,750	1,800	55	35	20	0	0	0	0	0
1,800	1,850	60	40	20	5	0	0	0	0
1,850	1,900	65	45	25	10	0	0	0	0
1,900	1,950	70	50	30	10	0	0	0	0
1,950	2,000	75	55	35	15	0	0	0	0
2,000	2,050	80	60	40	20	5	0	0	0
2,050	2,100	85	65	45	25	5	0	0	0
2,100	2,150	90	70	50	30	10	0	0	0
2,150	2,200	100	70	55	35	15	0	0	0
2,200	2,250	105	75	55	40	20	0	0	0
2,250	2,300	110	80	60	40	25	5	0	0
2,300	2,350	120	90	65	45	25	10	0	0
2,350	2,400	125	95	70	50	30	15	0	0
2,400	2,450	130	105	75	55	35	20	0	0
2,450	2,500	140	110	80	60	40	20	5	0
2,500	2,550	145	115	90	65	45	25	10	0
2,550	2,600	155	125	95	70	50	30	15	0
2,600	2,650	160	130	105	75	55	35	20	0
2,650	2,700	170	140	110	80	60	40	20	5
2,700	2,750	175	145	120	90	65	45	25	10
2,750	2,800	185	155	125	95	70	50	30	15
2,800	2,850	190	160	135	105	75	55	35	20
2,850	2,900	200	170	140	110	80	60	40	25
2,900	2,950	205	175	150	120	90	65	45	25
2,950	3,000	215	185	155	125	95	70	50	30
3,000	3,050	225	190	165	135	105	75	55	35

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

ロ 乙 表
(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,050	3,100	235	200	170	140	110	85	60	40
3,100	3,200	250	210	180	150	125	95	70	50
3,200	3,300	270	230	195	165	140	110	80	60
3,300	3,400	290	250	215	180	155	125	95	70
3,400	3,500	310	270	235	195	170	140	110	80
3,500	3,600	330	290	255	215	185	155	125	95
3,600	3,700	350	310	275	235	200	170	140	110
3,700	3,800	370	330	295	255	215	185	155	125
3,800	3,900	390	350	315	275	235	200	170	140
3,900	4,000	410	370	335	295	255	215	185	155
4,000	4,100	430	390	355	315	275	235	200	170
4,100	4,200	455	410	375	335	295	255	215	185
4,200	4,300	480	435	395	355	315	275	235	200
4,300	4,400	505	460	415	375	335	295	255	220
4,400	4,500	530	485	435	395	355	315	275	240
4,500	4,600	555	510	460	415	375	335	295	260
4,600	4,700	580	535	485	435	395	355	315	280
4,700	4,800	605	560	510	460	415	375	335	300
4,800	4,900	630	585	535	485	435	395	355	320
4,900	5,000	655	610	560	510	460	415	375	340
5,000	5,100	680	635	585	535	485	440	395	360
5,100	5,200	705	660	610	560	510	465	415	380
5,200	5,300	730	685	635	585	535	490	440	400
5,300	5,400	755	710	660	610	560	515	465	420
5,400	5,500	785	735	685	635	585	540	490	440
5,500	5,600	815	760	710	660	610	565	515	465
5,600	5,700	845	785	735	685	635	590	540	490
5,700	5,800	875	815	760	710	660	615	565	515
5,800	5,900	905	845	785	735	685	640	590	540
5,900	6,000	935	875	815	760	710	665	615	565
6,000	6,100	965	905	845	790	735	690	640	590
6,100	6,200	995	935	875	820	760	715	665	615
6,200	6,300	1,025	965	905	850	790	740	690	640
6,300	6,400	1,055	995	935	880	820	765	715	665
6,400	6,500	1,085	1,025	965	910	850	790	740	690
6,500 円		1,100	1,040	980	925	865	805	750	705
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額		6,500 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額							
7,000 円		円 1,250	円 1,190	円 1,130	円 1,075	円 1,015	円 955	円 900	円 855
7,000 円をこえ 9,000 円に満た ない金額		7,000 円 の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 35 %に相当する金額を加算した金額							

ロ 乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
以 上	未 満	税 額							
9,000 円		1,950 ^円	1,890 ^円	1,830 ^円	1,775 ^円	1,715 ^円	1,655 ^円	1,600 ^円	1,555 ^円
9,000 円をこえ 12,000 円に満た ない金額		9,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 9,000 円をこえる金額の 40% に相当する金額を加算した金額							
12,000 円		3,150 ^円	3,090 ^円	3,030 ^円	2,975 ^円	2,915 ^円	2,855 ^円	2,800 ^円	2,755 ^円
12,000 円をこえ 17,500 円に満た ない金額		12,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 12,000 円をこえる金額の 45% に相当する金額を加算した金額							
17,500 円		5,625 ^円	5,565 ^円	5,505 ^円	5,450 ^円	5,390 ^円	5,330 ^円	5,275 ^円	5,230 ^円
17,500 円をこえ 28,500 円に満た ない金額		17,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 17,500 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額							
28,500 円		11,125 ^円	11,065 ^円	11,005 ^円	10,950 ^円	10,890 ^円	10,830 ^円	10,775 ^円	10,730 ^円
28,500 円をこえ 56,500 円に満た ない金額		28,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 28,500 円をこえる金額の 55% に相当する金額を加算した金額							
56,500 円		26,525 ^円	26,465 ^円	26,405 ^円	26,350 ^円	26,290 ^円	26,230 ^円	26,175 ^円	26,130 ^円
56,500 円をこえる金額		56,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 56,500 円をこえる金額の 60% に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が 8 人をこえる場合には、扶養親族の数が 8 人の場合の税額から、その 8 人をこえる 1 人ごとに 30 円を控除した金額									
その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生である場合には、これらの一に該当することに 17 円を、扶養親族である障害者がある場合には、当該障害者 1 人につき 17 円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額									

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち法第七十八条第二項(扶養控除額の特例)の規定に該当するものについて、甲表の甲欄に代えて適用する表であり、この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族」、「障害者」、「老年者」、「寡婦」又は「勤労学生」とは、それぞれ法第二条第一項第二十九号から第三十三号まで(定義)に規定する扶養親族、障害者、老年者、寡婦又は勤労学生をいう。
- (二) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。
- (三) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人をこえる1人ごとに30円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) 当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が法第二条第一項第三十三号ロに掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、法第九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当することにより17円を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき17円をそれぞれ(2)又は(3)により求めた税額から控除した金額が、その求める税額である。

族 等 の 数									
4 人		5 人		6 人		7 人		8 人 以 上	
除 後 の 給 与 等 の 金 額									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
47,500	円未満	52,700	円未満	57,600	円未満	62,200	円未満	66,800	円未満
47,500	50,900	52,700	56,300	57,600	61,100	62,200	66,000	66,800	70,800
50,900	54,300	56,300	59,600	61,100	64,700	66,000	69,900	70,800	75,000
54,300	57,800	59,600	63,300	64,700	68,800	69,900	74,200	75,000	79,700
57,800	65,900	63,300	70,000	68,800	74,100	74,200	78,700	79,700	83,800
65,900	71,800	70,000	76,400	74,100	81,300	78,700	86,200	83,800	91,200
71,800	80,500	76,400	85,900	81,300	91,400	86,200	96,500	91,200	101,400
80,500	87,500	85,900	92,100	91,400	97,100	96,500	102,200	101,400	107,400
87,500	97,800	92,100	102,900	97,100	108,100	102,200	113,200	107,400	118,400
97,800	109,300	102,900	114,300	108,100	119,300	113,200	124,300	118,400	129,300
109,300	120,100	114,300	125,000	119,300	129,900	124,300	134,700	129,300	139,600
120,100	135,200	125,000	140,600	129,900	146,100	134,700	151,600	139,600	156,900
135,200	146,700	140,600	151,300	146,100	155,900	151,600	161,000	156,900	166,200
146,700	164,000	151,300	169,100	155,900	174,300	161,000	179,400	166,200	184,600
164,000	184,300	169,100	189,300	174,300	194,300	179,400	199,300	184,600	204,300
184,300	203,500	189,300	208,300	194,300	213,200	199,300	218,100	204,300	222,900
203,500	237,900	208,300	242,900	213,200	247,900	218,100	252,900	222,900	257,900
237,900	274,300	242,900	279,400	247,900	284,600	252,900	289,700	257,900	294,900
274,300	311,200	279,400	316,200	284,600	321,300	289,700	326,500	294,900	331,600
311,200	369,500	316,200	375,000	321,300	380,500	326,500	385,900	331,600	391,400
369,500	467,400	375,000	472,200	380,500	477,100	385,900	481,900	391,400	486,800
467,400	560,800	472,200	566,700	477,100	572,500	481,900	578,300	486,800	584,200
560,800	894,200	566,700	900,000	572,500	905,800	578,300	911,700	584,200	917,500
894,200	1,727,500	900,000	1,733,300	905,800	1,739,200	911,700	1,745,000	917,500	1,750,800
1,727,500	2,560,800	1,733,300	2,566,700	1,739,200	2,572,500	1,745,000	2,578,300	1,750,800	2,584,200
2,560,800円以上		2,566,700円以上		2,572,500円以上		2,578,300円以上		2,584,200円以上	

給与所得者の扶養控除等申告書をいう。

ない者)の規定に該当するものを除く。)については、(二)に該当する場合を除き、金額から控除される社会保険料の金額(以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。)を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

に該当する場合を除き、前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額から、扶養親族がないものとして甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と「賞

合又はその賞与の金額(当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額)が前月中の表によらず、第三条(給与等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第百八十六条第一項第一号ロ又

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第三 昭和42年4月及び5月の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賞与の 金額に 乗ずべ き率	甲							
	扶				養		親	
	0人		1人		2人		3人	
	前月の社会保険料控							
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	円	円	円	円	円	円	円	円
0	18,000	円未満	30,600	円未満	36,400	円未満	42,300	円未満
2	18,000	19,400	30,600	33,000	36,400	39,400	42,300	45,300
4	19,400	21,100	33,000	35,900	39,400	42,700	45,300	48,500
6	21,100	32,700	35,900	44,700	42,700	47,400	48,500	52,000
8	32,700	44,900	44,700	54,300	47,400	57,900	52,000	61,800
10	44,900	49,900	54,300	59,300	57,900	63,500	61,800	67,600
12	49,900	60,000	59,300	65,500	63,500	70,100	67,600	75,000
14	60,000	65,600	65,500	73,700	70,100	78,300	75,000	82,900
16	65,600	71,700	73,700	82,400	78,300	87,500	82,900	92,600
18	71,700	85,600	82,400	95,000	87,500	99,200	92,600	104,300
20	85,600	95,100	95,000	105,600	99,200	110,400	104,300	115,300
22	95,100	107,000	105,600	118,800	110,400	124,200	115,300	129,700
24	107,000	123,000	118,800	132,900	124,200	137,500	129,700	142,100
26	123,000	137,500	132,900	148,500	137,500	153,700	142,100	158,800
28	137,500	160,600	148,500	170,000	153,700	174,400	158,800	179,300
30	160,600	178,500	170,000	188,900	174,400	193,800	179,300	198,600
32	178,500	212,100	188,900	222,900	193,800	227,900	198,600	232,900
35	212,100	247,800	222,900	258,800	227,900	264,000	232,900	269,100
38	247,800	287,500	258,800	297,400	264,000	302,000	269,100	306,600
41	287,500	341,400	297,400	353,100	302,000	358,600	306,600	364,100
44	341,400	442,400	353,100	452,800	358,600	457,600	364,100	462,500
47	442,400	530,800	452,800	543,300	457,600	549,200	462,500	555,000
50	530,800	864,200	543,300	876,700	549,200	882,500	555,000	888,300
55	864,200	1,697,500	876,700	1,710,000	882,500	1,715,800	888,300	1,721,700
60	1,697,500	2,530,800	1,710,000	2,543,300	1,715,800	2,549,200	1,721,700	2,555,000
65	2,530,800円以上		2,543,300円以上		2,549,200円以上		2,555,000円以上	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「扶養親族」とは、法第二条第一項第二十九号(定義)に規定する扶養親族をいう。

(二) 「扶養親族等」とは、法第二条第一項第二十八号に規定する控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(三) 「社会保険料」とは、法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。

(四) 「給与所得者の扶養控除等申告書」とは、法第百九十四条第四項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する

(備考) 賞与の金額に乘ずべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(法第七十八条第三項(扶養控除額の特例の適用を受け

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賞与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等の

を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた法第七十八条第三項の規定に該当する居住者については、(一)当該申告書により申告された扶養親族の数に応じてその扶養親族1人につき7,500円を控除した金額に応じ、

与の金額に乘ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

(三) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場

給与等の金額から 前月中の社会保険料の金額を 控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、この

は第二項第一号(賞与に係る徴収税額)の規定により税額を計算する。

(四) (一)から(三)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい

ら控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第四 昭和42年4月及び5月の退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,000	円未満	0	102,000	104,000	4,400	274,000	278,000	12,500
4,000	6,000	100	104,000	106,000	4,500	278,000	282,000	12,700
6,000	8,000	200	106,000	108,000	4,600	282,000	286,000	12,900
8,000	10,000	300	108,000	110,000	4,700	286,000	290,000	13,100
10,000	12,000	400	110,000	112,000	4,800	290,000	294,000	13,300
12,000	14,000	500	112,000	114,000	4,900	294,000	298,000	13,500
14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,000	298,000	302,000	13,700
16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,100	302,000	306,000	13,900
18,000	20,000	700	118,000	120,000	5,100	306,000	310,000	14,100
20,000	22,000	800	120,000	122,000	5,200	310,000	314,000	14,300
22,000	24,000	900	122,000	124,000	5,300	314,000	318,000	14,500
24,000	26,000	1,000	124,000	126,000	5,400	318,000	322,000	14,700
26,000	28,000	1,100	126,000	128,000	5,500	322,000	326,000	14,900
28,000	30,000	1,200	128,000	130,000	5,600	326,000	330,000	15,100
30,000	32,000	1,300	130,000	134,000	5,700	330,000	334,000	15,300
32,000	34,000	1,400	134,000	138,000	5,800	334,000	338,000	15,500
34,000	36,000	1,400	138,000	142,000	6,000	338,000	342,000	15,700
36,000	38,000	1,500	142,000	146,000	6,200	342,000	346,000	15,900
38,000	40,000	1,600	146,000	150,000	6,400	346,000	350,000	16,100
40,000	42,000	1,700	150,000	154,000	6,600	350,000	354,000	16,300
42,000	44,000	1,800	154,000	158,000	6,700	354,000	358,000	16,500
44,000	46,000	1,900	158,000	162,000	6,900	358,000	362,000	16,700
46,000	48,000	2,000	162,000	166,000	7,100	362,000	366,000	16,900
48,000	50,000	2,100	166,000	170,000	7,300	366,000	370,000	17,100
50,000	52,000	2,200	170,000	174,000	7,400	370,000	374,000	17,300
52,000	54,000	2,200	174,000	178,000	7,600	374,000	378,000	17,500
54,000	56,000	2,300	178,000	182,000	7,800	378,000	382,000	17,700
56,000	58,000	2,400	182,000	186,000	8,000	382,000	386,000	17,900
58,000	60,000	2,500	186,000	190,000	8,100	386,000	390,000	18,100
60,000	62,000	2,600	190,000	194,000	8,300	390,000	396,000	18,300
62,000	64,000	2,700	194,000	198,000	8,500	396,000	402,000	18,600
64,000	66,000	2,800	198,000	202,000	8,700	402,000	408,000	18,900
66,000	68,000	2,900	202,000	206,000	8,900	408,000	414,000	19,200
68,000	70,000	2,900	206,000	210,000	9,100	414,000	420,000	19,500
70,000	72,000	3,000	210,000	214,000	9,300	420,000	426,000	19,800
72,000	74,000	3,100	214,000	218,000	9,500	426,000	432,000	20,100
74,000	76,000	3,200	218,000	222,000	9,700	432,000	438,000	20,400
76,000	78,000	3,300	222,000	226,000	9,900	438,000	444,000	20,700
78,000	80,000	3,400	226,000	230,000	10,100	444,000	450,000	21,000
80,000	82,000	3,500	230,000	234,000	10,300	450,000	456,000	21,300
82,000	84,000	3,600	234,000	238,000	10,500	456,000	462,000	21,600
84,000	86,000	3,600	238,000	242,000	10,700	462,000	468,000	21,900
86,000	88,000	3,700	242,000	246,000	10,900	468,000	474,000	22,200
88,000	90,000	3,800	246,000	250,000	11,100	474,000	480,000	22,500
90,000	92,000	3,900	250,000	254,000	11,300	480,000	486,000	22,800
92,000	94,000	4,000	254,000	258,000	11,500	486,000	492,000	23,100
94,000	96,000	4,100	258,000	262,000	11,700	492,000	498,000	23,400
96,000	98,000	4,200	262,000	266,000	11,900	498,000	504,000	23,700
98,000	100,000	4,300	266,000	270,000	12,100	504,000	510,000	24,000
100,000	102,000	4,400	270,000	274,000	12,300	510,000	516,000	24,300

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			税 額		
以	上	未 満				以	上	未 満				以	上	未 満			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	24,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	76,600									
522,000	528,000	24,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	77,400									
528,000	534,000	25,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	78,200									
534,000	540,000	25,500	852,000	860,000	47,700	1,252,000	1,260,000	79,000									
540,000	546,000	25,800	860,000	868,000	48,300	1,260,000	1,268,000	79,800									
546,000	552,000	26,100	868,000	876,000	48,900	1,268,000	1,276,000	80,600									
552,000	558,000	26,400	876,000	884,000	49,500	1,276,000	1,284,000	81,400									
558,000	564,000	26,700	884,000	892,000	50,100	1,284,000	1,292,000	82,200									
564,000	570,000	27,000	892,000	900,000	50,700	1,292,000	1,300,000	83,000									
570,000	576,000	27,300	900,000	908,000	51,300	1,300,000	1,310,000	83,800									
576,000	582,000	27,600	908,000	916,000	51,900	1,310,000	1,320,000	84,800									
582,000	588,000	27,900	916,000	924,000	52,500	1,320,000	1,330,000	85,800									
588,000	594,000	28,200	924,000	932,000	53,100	1,330,000	1,340,000	86,800									
594,000	600,000	28,500	932,000	940,000	53,700	1,340,000	1,350,000	87,800									
600,000	606,000	28,800	940,000	948,000	54,300	1,350,000	1,360,000	88,800									
606,000	612,000	29,200	948,000	956,000	54,900	1,360,000	1,370,000	89,800									
612,000	618,000	29,700	956,000	964,000	55,500	1,370,000	1,380,000	90,800									
618,000	624,000	30,100	964,000	972,000	56,100	1,380,000	1,390,000	91,800									
624,000	630,000	30,600	972,000	980,000	56,700	1,390,000	1,400,000	92,800									
630,000	636,000	31,000	980,000	988,000	57,300	1,400,000	1,410,000	93,800									
636,000	642,000	31,500	988,000	996,000	57,900	1,410,000	1,420,000	94,800									
642,000	648,000	31,900	996,000	1,004,000	58,500	1,420,000	1,430,000	95,800									
648,000	654,000	32,400	1,004,000	1,012,000	59,100	1,430,000	1,440,000	96,800									
654,000	660,000	32,800	1,012,000	1,020,000	59,700	1,440,000	1,450,000	97,800									
660,000	666,000	33,300	1,020,000	1,028,000	60,300	1,450,000	1,460,000	98,800									
666,000	672,000	33,700	1,028,000	1,036,000	60,900	1,460,000	1,470,000	99,800									
672,000	678,000	34,200	1,036,000	1,044,000	61,500	1,470,000	1,480,000	100,800									
678,000	684,000	34,600	1,044,000	1,052,000	62,100	1,480,000	1,490,000	101,800									
684,000	690,000	35,100	1,052,000	1,060,000	62,700	1,490,000	1,500,000	102,800									
690,000	696,000	35,500	1,060,000	1,068,000	63,300	1,500,000	1,510,000	103,800									
696,000	702,000	36,000	1,068,000	1,076,000	63,900	1,510,000	1,520,000	104,800									
702,000	708,000	36,400	1,076,000	1,084,000	64,500	1,520,000	1,530,000	105,800									
708,000	714,000	36,900	1,084,000	1,092,000	65,100	1,530,000	1,540,000	106,800									
714,000	720,000	37,300	1,092,000	1,100,000	65,700	1,540,000	1,550,000	107,800									
720,000	726,000	37,800	1,100,000	1,108,000	66,300	1,550,000	1,560,000	108,800									
726,000	732,000	38,200	1,108,000	1,116,000	66,900	1,560,000	1,570,000	109,800									
732,000	738,000	38,700	1,116,000	1,124,000	67,500	1,570,000	1,580,000	110,800									
738,000	744,000	39,100	1,124,000	1,132,000	68,100	1,580,000	1,590,000	111,800									
744,000	750,000	39,600	1,132,000	1,140,000	68,700	1,590,000	1,600,000	112,800									
750,000	756,000	40,000	1,140,000	1,148,000	69,300	1,600,000	1,610,000	113,800									
756,000	762,000	40,500	1,148,000	1,156,000	69,900	1,610,000	1,620,000	114,800									
762,000	768,000	40,900	1,156,000	1,164,000	70,500	1,620,000	1,630,000	115,800									
768,000	774,000	41,400	1,164,000	1,172,000	71,100	1,630,000	1,640,000	116,800									
774,000	780,000	41,800	1,172,000	1,180,000	71,700	1,640,000	1,650,000	117,800									
780,000	786,000	42,300	1,180,000	1,188,000	72,300	1,650,000	1,660,000	118,800									
786,000	792,000	42,800	1,188,000	1,196,000	72,900	1,660,000	1,670,000	119,800									
792,000	798,000	43,300	1,196,000	1,204,000	73,500	1,670,000	1,680,000	120,800									
798,000	804,000	43,800	1,204,000	1,212,000	74,100	1,680,000	1,690,000	121,800									
804,000	810,000	44,300	1,212,000	1,220,000	74,700	1,690,000	1,700,000	122,800									
810,000	816,000	44,800	1,220,000	1,228,000	75,300	1,700,000	1,710,000	123,800									

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 124,800	円 2,000,000	円 3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に12.5%を乗じて算出した金額から96,200円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,431,200円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	125,800						
1,730,000	1,740,000	126,800						
1,740,000	1,750,000	127,800						
1,750,000	1,760,000	128,800						
1,760,000	1,770,000	129,800	円 3,000,000	円 4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から171,200円を控除した金額	円 40,000,000	円 60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,431,200円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	130,800						
1,780,000	1,790,000	131,800						
1,790,000	1,800,000	132,800						
1,800,000	1,810,000	133,800						
1,810,000	1,820,000	134,800	円 4,400,000	円 6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.5%を乗じて算出した金額から281,200円を控除した金額	円 60,000,000	円 90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から3,931,200円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	135,800						
1,830,000	1,840,000	136,800						
1,840,000	1,850,000	137,800						
1,850,000	1,860,000	138,800						
1,860,000	1,870,000	139,800	円 6,000,000	円 8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に20%を乗じて算出した金額から431,200円を控除した金額	円 90,000,000	円 120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から5,181,200円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	140,800						
1,880,000	1,890,000	141,800						
1,890,000	1,900,000	142,800						
1,900,000	1,910,000	143,800						
1,910,000	1,920,000	144,800	円 8,000,000	円 12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.5%を乗じて算出した金額から631,200円を控除した金額	120,000,000 円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,181,200円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	145,800						
1,930,000	1,940,000	146,800						
1,940,000	1,950,000	147,800						
1,950,000	1,960,000	148,800						
1,960,000	1,970,000	149,800	円 12,000,000	円 20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から831,200円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	150,800						
1,980,000	1,990,000	151,800						
1,990,000	2,000,000	152,800						

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第五条（退職手当等に係る源泉徴収の特例）の規定により読み替えられた法第二百一条第二項（退職所得に係る徴収税額）に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により法第三十条第三項（退職所得控除額）に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

別表第四の附表

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額		勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額	
	一般退職の場合	障害退職の場合		一般退職の場合	障害退職の場合
4 年以下	円 200,000	円 700,000	23 年	円 2,100,000	円 2,600,000
			24 年	2,300,000	2,800,000
			25 年	2,500,000	3,000,000
5 年	250,000	750,000	26 年	2,700,000	3,200,000
6 年	300,000	800,000	27 年	2,900,000	3,400,000
7 年	350,000	850,000	28 年	3,100,000	3,600,000
8 年	400,000	900,000	29 年	3,300,000	3,800,000
9 年	450,000	950,000	30 年	3,500,000	4,000,000
10 年	500,000	1,000,000	31 年	3,800,000	4,300,000
11 年	600,000	1,100,000	32 年	4,100,000	4,600,000
12 年	700,000	1,200,000	33 年	4,400,000	4,900,000
13 年	800,000	1,300,000	34 年	4,700,000	5,200,000
14 年	900,000	1,400,000	35 年	5,000,000	5,500,000
15 年	1,000,000	1,500,000	36 年	5,300,000	5,800,000
16 年	1,100,000	1,600,000	37 年	5,600,000	6,100,000
17 年	1,200,000	1,700,000	38 年	5,900,000	6,400,000
18 年	1,300,000	1,800,000	39 年	6,200,000	6,700,000
19 年	1,400,000	1,900,000	40 年	6,500,000	7,000,000
20 年	1,500,000	2,000,000	41年以上	6,500,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額 7,000,000円に、勤続年数が40年をこえる1年ごとに300,000円を加算した金額	
21 年	1,700,000	2,200,000			
22 年	1,900,000	2,400,000			

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「勤続年数」とは、第五条(退職手当等に係る源泉徴収の特例)の規定により読み替えられた法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数をいう。

(二) 「障害退職の場合」とは、法第三十条第四項第二号(障害退職の控除額)に掲げる場合に該当する場合をいう。

(三) 「一般退職の場合」とは、障害退職の場合以外の退職の場合をいう。

(備考) 退職所得控除額を求めるには、退職手当等に係る勤続年数に応じ「勤続年数」欄の該当する行を求めるものとし、一般退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「一般退職の場合」欄に記載されている金額が、障害退職の場合にあつてはその行の「退職所得控除額」の「障害退職の場合」欄に記載されている金額が、それぞれその退職手当等に係る退職所得控除額である。

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号() 期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案 議案に関する報告書

一八四

理 由

所得税負担の軽減を昭和四十二年六月から実施する予定であることにかえり、同年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払われる給与等及び退職手当等に係る所得税の源泉徴収について、すみやかに減税の効果が及ぶようにするため、所得税法の特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案

右

国会に提出する。

昭和四十二年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項から第四項まで、第七条の二、

第八条の二第一項から第四項まで、第九条第一項、第十二条第一項、第十三条の三第一項、第十四条第二項、第十六条第一項、第二十四条第一項、第二十五条第一項、第四十一条の十二、第四十四条第一項、第四十六条の二第一項、第

四十七条第二項、第四十九条第一項、第五十条第二項、第六十二条第一項、第六十八条の二、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条から第七十五条まで、第七十七条、第七十七条の二、第七十九条第一項、第八十条第二項、第八十条の二、第八十一条、第八十三条並びに第九十五条中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第八条の三第一項及び第二項中「昭和四十二年四月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第八条の四第一項中「昭和四十一年十二月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「及び昭和四十一年分」を「昭和四十二年分まで」に改め、同条第三項中「及び昭和四十一年分」を「昭和四十二年分まで」に改める。

第二十八条第一項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「同年三月三十一日」を「同年五月三十一日」に改める。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条から第六条まで、第七条第一項及び第四項、第七条の三、第七条の四第一項、第七条の八第一項並びに第七条の九中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

第七条の二第一項及び第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改め、同条第三項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に、「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」を「昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで」(以下「昭和四十一年度」という。))を「同年四月一日から同年五月三十一日まで」(以下「指定期間」という。))に改める。

第七条の七第一項中「昭和四十一年度」及び「同年度」を「指定期間」に改める。

別表(第二九・一三号及び第三一・〇三号を除く。)の品名の欄中「当該年度」を「指定期間」に、「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改め、同表(第三一・〇三号を除く。)の適用期限の欄中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十二年五月三十一日」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 改正後の租税特別措置法第八条の四の規定は、昭和四十二年一月一日から適用する。

理 由

昭和四十二年三月三十一日に期限の到来する国税の特例等を定めた法律の規定について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十二年度一般会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、昭和四十二年度一般会計予算の年度内成立が困難なため、年度当初の四月及び五月の二か月間について、次の編成要領を基本として編成されたものである。

昭和四十二年度一般会計暫定予算の編成要領は、次の通りである。

(1) 一般会計の歳出においては、人件費、事務費等の経常的な経費のほか、既定の施策にかかる経費を計上することとし、新規の施策にかかる経費は原則として計上しない。

また、暫定予算に計上する額は、原則として四十一年度予算額を基準とし、法令に基づき国の義務となつてゐる経費等については四十二年度提出予算額を基準とし、四、五月中に支出を必要とする最少限度のものとする。

ただし、

(イ) 教育及び社会政策上の配慮等から、暫定予算の期間といえども放置することが適当でないものについては、真にやむを得ないものに限りこれを計上する。(この観点から計上した主なものは、生活扶助基準の引上

げ、失業対策事業の貸金日額の引上げ並びに大学生の増募に伴う経費である。)

(四) 公共事業関係費は、従前の例等にかんがみ、四十一年度予算額の四分の一を目途として計上するが、積雪寒冷地の事業その他季節的な要因に特に留意しなければならぬ事業については、その円滑な実施を図るため、特別の配慮を加えることとする。

(イ) 出資金(産業投資特別会計へ繰入を含む。)については、対象機関の損益状況等からみて特に必要とするものに限り計上する。

(2) 公債については、年度間における公債の円滑な市中消化を確保するため、季節的な金融緩和期である四、五月において相当額を発行しておく必要があるため、四十一年度の四、五月における発行額を目途として一千八百八十億円を発行する。

(3) 税制については、昭和四十二年度の改正のうち、給与所得にかかる所得控除の引上げ、退職所得の特別控除の引上げ等を四、五月の給与所得及び退職所得について実施する。

なお、昭和四十二年四月末までに期限の到来する国税の特別措置等について、同年五月末までその期限を延長する措置を講ずる。

次に、本暫定予算の内容の概略は、次の通りである。(単位未済四捨五入)

昭和四十二年度一般会計暫定予算は、歳入総額八千三百四十四億九千七百円、歳出総額九千三百億一千六百万円であつて、一千百六十五億一千八百円円の歳出超過となつてゐる。なお、国庫の資金繰りについては、余裕金を運用するほか、五千億円を限度として必要に及び大蔵省証券を発行することとしている。

(1) 生活保護費

二八、〇五七百万円

特に、生活扶助基準は、四十一年度に対し十三・五%引き上げるとともに教育扶助、出産扶助及び生業扶助においても、それぞれ基準の引上げを行なうこととしている。

(2) 社会福祉費

七、七九一百万円

(3) 社会保険費

五三、四八四百万円

(4) 保健衛生対策費

一六、六七一百万円

(5) 失業対策費

一三、八二三百万円

特に、失業対策事業については、貸金日額を四十一年度の平均六百二十九円二千八銭から平均七百十円七十銭に引き上げることとしている。

2 文教及び科学振興費

七八、七〇九百万円

(1) 義務教育費国庫負担金

三五、八七六百万円

(2) 国立学校特別会計へ繰入

二七、三五九百万円

特に、大学入学志願者急増に対処するには、学科の新設拡充改組等を四月から行なう必要があるため、大学生の増募とこれに伴う教職員の定数増加等に必要経費を計上している。

(3) 科学技術振興費

六、三七六百万円

(4) 文教施設費

三、〇七四百万円

(5) 教育振興助成費

三、三三六百万円

(6) 育英事業費

二、六八八百万円

3 国債費

一九、九五五百万円

4 恩給関係費

四九、一二六百万円

(1) 文官等恩給費

五、七五三百万円

(2) 旧軍人遺族等恩給費

四〇、八八八百万円

(3) 恩給支給事務費

四一八百万円

歳入

1 租税及印紙収入

六三、八八二百万円

2 官業益金及官業収入

一、三四四百万円

3 政府資産整理収入

九四二百万円

4 雑収入

九、三三〇百万円

5 公債金

一八八、〇〇〇百万円

歳出

1 社会保障関係費

一一九、八一七百万円

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(一) 議案に関する報告書

一八六

(4) 遺族及び留守家族等援護費	二、〇六七百万円
5 地方交付税交付金	二四五、六四五百万円
6 防衛関係費	四八、一六〇百万円
7 特殊対外債務処理費	三、八二六百万円
8 公共事業関係費	二三七、一七一百万円
(1) 治山治水対策事業費	三八、三七九百万円
(2) 道路整備事業費	九八、〇五二百万円
(3) 港湾漁港空港整備事業費	一七、五一五百万円
(4) 住宅対策費	一二、四一六百万円
(5) 生活環境施設整備費	五、九七六百万円
(6) 農業基盤整備費	三二、五五三百万円
(7) 林道工業用水等事業費	五、〇一三百万円
(8) 災害復旧等事業費	二七、二六六百万円
9 貿易振興及び経済協力費	二、三五五百万円
10 海運対策費	五、四二九百万円
11 中小企業対策費	二、八一七百万円
12 石炭対策費	一、九二八百万円
13 農業保険費	一、六六五百万円
14 農林水産業構造改善対策費	四、〇九二百万円
15 産業投資特別会計へ繰入	三七、〇〇〇百万円
16 その他の事項経費	六七、三三二百万円
17 予 備 費	五、〇〇〇百万円
二 本暫定予算の可決理由	

本暫定予算は、昭和四十二年一般会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なう

ための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十二年三月二十九日

予算委員長 植木庚子郎

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十二年度特別会計暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、造幣局特別会計ほか四十四の特別会計に関するもので、一般会計暫定予算の編成に準じて、四月及び五月の二か月間について作成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次の通りである。(単位未満四捨五入)

	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
資金運用部特別会計	三二、四三三	三九、八三四
国債整理基金特別会計	六九三、五八〇	六九三、五八〇
産業投資特別会計	三八、〇七九	三八、〇七九
交付税及び譲与税配付金特別会計	二五一、六四四	二四五、七三九
国立学校特別会計	三二、四一八	三二、四一八
厚生保険特別会計		
健康勘定	一〇二、四六四	一三九、六五五
日雇健康勘定	三三、六八九	三四、五一〇
年金勘定	四八、二六六	一八、一三九
業務勘定	一、六五八	一、六五八
国民年金特別会計		
国民年金勘定	五、五五一	一、八四〇

福祉年金勘定	一六、五一四	一六、五一四
業務勘定	四、八七二	四、八七二
食糧管理特別会計		
国内米管理勘定	一二六、一〇〇	八、六六〇
輸入食糧管理勘定	二八、一五六	六七、六九七
輸入飼料管理勘定	七、六八二	二二、四九九
調整勘定	〇	五一七、八〇七
その他の勘定	九、〇八七	四、八九四
国有林野事業特別会計		
国有林野事業勘定	一九、二八〇	二五、六〇七
治山勘定	四、七七九	四、七七九
自動車損害賠償責任再保険特別会計		
保険勘定	一五、七〇五	一五、七〇五
その他の勘定	八七三	八七三
港湾整備特別会計		
港湾整備勘定	一五、〇六九	一五、〇六九
特定港湾施設工事勘定	二三八	二三八
郵政事業特別会計	六二、七六九	六二、七六九
郵便貯金特別会計	三四、二七八	三二、七八二
簡易生命保険及郵便年金特別会計		
保険勘定	六二、五八九	三八、八二二
年金勘定	四五五	四二七
労働者災害補償保険特別会計	二八、四九一	二八、四九一

失業保険特別会計

二三、六〇五

三一、六八六

道路整備特別会計

一〇七、四八五

一〇七、四八五

治水特別会計

治水勘定

三〇、四九四

三〇、四九四

特定多目的ダム建設工事勘定

四、八三一

四、八三一

なお、歳入金額が歳出金額に不足する特別会計については、それぞれの特別会計法の規定に基づいて、一時借入金、借入れまたは資金に属する現金の繰替使用等により賄うこととしている。

二 本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和四十二年度特別会計予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年三月二十九日

予算委員長 植木庚子郎

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十二年度政府関係機関暫定予算に関する報告書

一 本暫定予算の要旨

本暫定予算は、日本専売公社ほか十二の政府関係機関に関するもので、一般会計暫定予算の編成に準じて、四月及び五月の二か月間について作成されたものである。

各政府関係機関暫定予算の収入支出は次の通りである。(単位未満四捨五入)

収入 (百万円)	支出 (百万円)
日本専売公社	
一〇一、二七五	六〇、七〇八

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(二) 議案に関する報告書

日本国有鉄道

損益勘定

一四二、一三七

一四二、一三七

資本勘定

一〇二、九九六

一〇二、九九六

工事勘定

九〇、〇〇〇

九〇、〇〇〇

日本電信電話公社

損益勘定

一〇五、一七四

一〇五、一七四

資本勘定

一〇六、一二九

一〇六、一二九

建設勘定

一〇二、九六七

一〇二、九六七

国民金融公庫

四、五六八

一、〇五七

住宅金融公庫

五、〇〇三

一、〇五二

農林漁業金融公庫

一、五九八

七八三

中小企業金融公庫

六、〇九〇

七八五

北海道東北開発公庫

二、一六六

一、三九三

公営企業金融公庫

二〇

四六九

中小企業信用保険公庫

一、一二三

一、六一八

医療金融公庫

七三九

四〇

日本開発銀行

一四、九三三

二、九一六

日本輸出入銀行

三、九六九

二、八九七

なお、収入金額が支出金額に不足する政府関係機関については、それぞれの公社法等の規定に基づいて、一時借入金等の借入れまたは資金に属する現金の繰替使用等により賄うこととしている。

二 本暫定予算の可決理由

本暫定予算は、昭和四十二年度政府関係機関予算成立までの間における国政の運営を支障なく行なうための応急的な措置であり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年三月二十九日

衆議院議長 石井光次郎殿

予算委員長 植木庚子郎

昭和四十二年分の給与所得等に係る所得税の源泉徴収の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十二年四月一日から同年五月三十一日までの間に支払われる給与及び退職手当に係る所得税の源泉徴収について、昭和四十二年の税制改正による減税の効果をすみやかに及ぼすため、所得税法の特例を設け、改正を予定している諸控除をもとにして計算した源泉徴収税額表により所得税の源泉徴収を行なうことにしようとするものである。

なお、本案による減収見込額は約六十一億円である。

二 議案の可決理由

昭和四十二年の所得税減税が六月から実施される予定であることにかえりみ、給与所得等

に係る源泉徴収所得税について、減税の効果をすみやかに及ぼすための措置として適切なものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年三月二十九日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井 光次郎殿

期限の定めのある国税に関する法律につき当該期限を変更するための法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十二年三月三十一日又は同年四月三十日までに期限の到来する国税に関する特例措置のうち租税特別措置法に係る二十八項目の減免税措置等、関税暫定措置法に係る十二

項目の減免税措置及び百二十品目の暫定税率適用措置について、その適用期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長しようとするものである。

なお、本案による減取見込額は約八十一億円である。

二 議案の可決理由

本案は、昭和四十二年度税制改正の確定するまでの暫定的な措置として適切なものと認め、これを原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十二年三月二十九日

大蔵委員長 内田 常雄

衆議院議長 石井光次郎殿

昭和四十二年三月二十九日 衆議院會議録第七号(二)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし底價紙は三十円)
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)